

と定め、二五〇〇(天保二一)年九月、新川郡奉行は、同郡に於る見當木竝諸鳥巢所を調べ、上  
新川郡に西大森村妙儀宮林杉一本・城川原村(豊田村内)八幡宮林松一本外拾八箇所、下新川  
郡に本江村(下野方村内)墓印杉一本一箇所(註六)を書出せり。又年代不明なるも魚鳥殺生等二  
付心得條々中に『小鳥構山の罷越候義は可爲是迄之通候、但構場ニ而□之松山邊ニ而鳥

小鳥構山

構□致間敷事、但場之内等御郡奉行□松□を留枝を伐候等之義致間敷事(註七)と規定せり。

(備考) 加越能三州の通語たる鳥構は、秋季雜木林内に霞網を張り、罔を出して各種の小禽を誘導し之を捕ふるの謂にして、其獵場としては、時に海岸砂丘の樹木叢生したる地に設くるものもあるも、多くは山林雜木林中の矮小なる腹狭き峯筋を以て之に充て、其間高低起伏し、可成鳥の翔先の開潤なる地を良場とし、叢生せる雜木は網を張り得らるる様列狀に開き、若し地形適切なるも雜木少き時は、他より樹木を伐り來りて之を挿し、密閉の度を保たしめ、外部より網の目立たざる様設備を施せり。之が創設の年代は不明なるも、餘程古き以前より存在せるものゝ如し。

大聖寺藩  
ノ鴨場

二三四八(元祿元)年、大聖寺の藩臣村田源右衛門、加賀國江沼郡片野の濱(橋立村内)に遊漁の歸途、日暮下福田村(同郡福田村内)字大坂山を越ゆる時、不圖鴨の飛過ぐるを見て、試に携ふる所の漁網を以て之を捕獲したるを嚙矢とし、爾後同地方に於て該捕鴨盛に行はるゝと共に、鴨の群集を誘導すべき山林の仕立方に付ても注意を喚起し、現今尙本林を存せり。

幕府大山  
領ノ鳥捕  
場

二四三五(安永四)年八月、幕府領羽前國西田川郡大山(大山町)にては、下山東之方の森を鳥捕場と指定し『然上者正法寺方ニ而苗木植付等之儀、右之森之中墨より東へ貳間半通相除、境森之頂上より南北へ下り七間宛相除候積り、右者境森之中腹ニ鳥捕場貳ヶ所有之ニ付、境際より木立等ニ相成候而ハ鳥網ニ指障候ニ付相除候儀ニ候、若又植付等成長致し、森之中墨より西江掛り枝等有之節者、各様迄申出、御伺之上枝落被ニ仰付ニ候積、且又除置候貳間半通之空地草生之儀者、年々各様より正法寺へ御申達爲ニ刈取ニ候積御座候』との請書(註八)を、鳥捕拾七頭竝に總組子代より差出さしめたり。



盛岡藩ノ  
御鳥溜池  
松森堤

二四八一(文政四)年四月、盛岡藩は、沼宮内通り巖手郡御献上御鳥溜雨池並松森御堤・中手御堤を御普請御手入に付、同所御鳥討御鳥見共の進達せる御人足並木品積書通り施行するの儀〔註九〕を許せり、同事業中には大雨池寄り土手百間程身隠し茅の枯れたるへ補植の儀をも含めり。

白杵藩ノ  
御鳥屋場

二四九五(天保六)年三月、白杵藩豊後國江無田(北海部郡白杵町内)大庄屋某、自分山なる丸尾谷長助畑に存する御鳥屋場の竹杉を木垂拂として悉く伐拂ひたるが、皆伐を不埒として追込置七日に處罰〔註一〇〕せられ、二五一三(嘉永六)年四月、同藩〔註一一〕は

御鳥屋木  
並雉子御  
鳥屋場

- 一 下方立行之爲、銘々土地買求、御年貢山銀等致上納、竹木等仕立、薪用下刈取候處、近來ハケ所ニ寄、御鳥屋木并雉子御鳥屋場ニ相支候趣にて、御差留ニ相成候由、左候てハ在中及ニ迷惑ニ御仁惠之御趣意ニも相支候間、不ニ是非御差留之ケ所も有レ之候得ハ、得と吟味之上竿入致し、御年貢山銀御用捨、上木御買上被ニ仰付候様可レ致候(中略)
- 一 御鳥屋木並御飼付畑、古き場所にて新規之處ニ振替候箇所ハ、古き所ハ相止、御飼場不ニ相増ニ様可ニ申付候
- 一 御鳥屋木ハ、其木計にて、側ニ有レ之候餘木ハ御構無レ之様可ニ申付候
- 一 雉子御飼場、其近邊山下苧等いたし候てハ不レ宜場所にて下刈御差留之分ハ、下刈料御下ニ可ニ申付候

雉子鳥屋  
廢止

と定め、二五二一(文久元)年、從來の雉子鳥屋を廢〔註一二〕するるとしたるが、雉子鳥屋は農



相増様可ニ申付候

一御鳥屋木ハ、其木計ニテ、側ニ有レ之候餘木ハ御構無レ之様可ニ申付候

一雉子御飼場、其近邊山下苧等いたし候てハ不レ宜場所にて下苧御差留之分ハ、下苧料御下ニ可ニ申付候

雉子鳥屋  
廢止

と定め、二五二一（文久元年）、從來の雉子鳥屋を廢〔註二〕するとしたるが、雉子鳥屋は農民の畑中に設け、雉子を誘導して銃獵せしものなりと云ふ。

以上の外各藩亦夫々施設する所ありしが如し。而して明治維新後に於ても、此種の鳥構山は概ね民有林野中に存置せられ、引續き鳥捕行はるゝを見る。

**要約** 我國には神代の昔より鳥遊の業行はれ、其獲物となるべき鳥類を棲息繁殖せしむる爲仕立てらるゝ森林の濫觴も遠き古へに在りたるなるべし。又鷹狩は尋常人が之を行ふを得ずと雖、鳥遊は簡單にして容易に之を行ふを得べく、嘗に娛樂として適當なるのみならず、體力練磨の上に於ても有效なりしを以て、一般士人の間にも盛んに行はれ、本林も汎く各地に施設せられたり。樹種は鳥類の種別に従ひ同一ならざるも、多く見たるは松又は雑木にして、何れも一定の密度と高さを保つとに注意したるが如し。

註一 【免申南江守坂鳥之事寫】 ○福井縣廳

註二 【津輕年表三】 ○弘前市新町岩見常三郎氏

註三 【御家舊典上】 ○同上

註四 【改作方其外諸事留】 ○東京市前田侯爵邸

註五 【舊記拔書二】 ○同上

註六 【御鷹場等一卷手控】 ○同上

註七 【定書條目等】 ○同上

章八 獵漁的林系 二 鳥場・鳥構山



日本山林史保護林篇

註八【郷政録】。山形縣西田川郡大山町加藤幸五郎氏

註九【御側雜書】。盛岡市南部伯爵別邸

註一〇【天保六未年日記上】。大分縣北海部郡白杵町稻葉子爵別邸

註一一【嘉永六丑年日記上】。同上

註一二【白杵史料下】。大分縣北海部郡白杵町白杵圖書館



### 三 鷹 場 林

名稱 舊時代に於ては、所により之を御鷹場オタカバ(幕領・金澤・和歌山・高田・福井・仙臺・庄内・岡山)御留野・御拳場オコケンバ(幕領)御鷹野オタカノ(弘前)鷹場山タカバヤマ(廣島)御鷹野場オタカノバ(徳島)御止場オトメバ(熊本)御場オバ(小倉)等と云へり。  
意義 鷹を以て狩獵を行ふ目的を以て、鳥獸類の棲息繁殖を圖る爲、狩場内に仕立てらるゝ森林を云ふ

鷹甘部

大鷹狩

大鷹取ノ  
祈誓

沿革 上古、一〇一五(仁徳天皇四三)年九月庚子朔放鷹の事あり、鷹甘部を定められしを始めとし、一五四四(元慶八)年十二月、大規模の鷹狩行はれたるが、鷹狩の行はるゝ處、鷹場亦設備さるゝに至れり。中古一九八八(嘉曆三)年九月、平家盛が伊豫國北宇和郡高田村(高近村)なる八幡神社に、大鷹取の祈誓〔註一〕を凝らしたるが如き、當時の士人が如何に鷹狩に熱中したるかを窺ふに足るべきなり。戰國時代、兵馬倥傯の間に、鷹狩の風幾分衰へたるが如かりしも、織田信長の時代より次第に復興し、豊臣秀吉を経て、近世徳川氏の代となるに及んでは、尙武の風と共に其勃興を見、鷹場の施設次第に整備するに至れり。

(備考) 鷹狩の盛に行はるゝに伴ひ、庶民の迷惑を醸したるべきが、心ある武將は特に此點に留意したるものゝ如く、福井侯の行實として『爲ニ御慰ニ御鷹野御獵等江被レ爲レ入候事ハ無レ之、御拜領之御鷹ニ而江戸表御雁鴨而已ニ野廻リ御出殿被レ遊候、右之節ハ御供之者江田畑作物等不ニ相傷ニ様急度被ニ仰付ニ候、萬一誤テ踏頭抔いたし候時は、御自身跡よ



り御越し被遊候、其後ハ御家中之者共野邊へ罷出候砌、自然銘々相慎、作物等不傷候様相成候事〔註二〕と傳へらるるあり。又米澤の上杉鷹山に付ては『公の鷹野に出づる、必ず其従者を戒めて、田畔の植物を踏むこと勿らしむ、公自らも亦た一莖たりとも之を損することなきを務め、若し誤りて踏み荒らす等の事あれば、必らず代償を出して之を償ふを例とす』と傳へらる、以て其一斑を知るに足るべし。

### イ 天 料

幕府ノ御鷹場

二二七二(慶長一七)年十月、幕府は其直轄領なる武藏國の川越・越ヶ谷・浦和・鴻巣・羽生・崎西、相摸國の鎌倉・藤澤、下總國の小金等の御鷹場路次に、橋かけ・木うへ・砂置可申旨申渡したるが、二三二〇(萬治三)年八月に至り、御觸條々〔註三〕中、鷹場をして民の産業を妨げしめざるを規定し、二三二六(寛文六)年十一月には、御勘定奉行下知狀を以て御鷹場の儀〔註四〕を達し、翌二三二七(寛文七)年九月には、永井伊賀守より鷹匠頭に對し『餌差并弟子等迄、於ニ在々所々ニ非分申懸へからず、并竹木一切採へからず』と嚴命したり。

(備考) 二三三三(延寶元)年、寒河正規は其著書中に『鶉鷹殺生の事、大將は五調の試稽古の爲なり』と記せり。

二三五三(元祿六)年十月、紀伊光貞・甲府綱豊・尾張綱誠・水戸綱條の諸卿より、將軍綱吉に鷹狩の地を獻じたる事あり。翌二三五四(元祿七)年十月、幕府は令達を以て、御鷹場の支障となるべき箇所に於る百姓地抱屋敷圍の取拂及新規築造を禁止し、同時に竹木茂りの箇所は、特に例外として之を保育〔註五〕せしめたり。續いて二三七一―五(正徳)年代、幕府は

鷹狩ノ地ヲ獻ズ

『諸鳥巢ヲ喰ヒ玉子有レ之時分ヨリ巢ヲ立候迄ハ、巢ノ有レ之竹木ヲハ彌其内御用ニモ不ニ伐

①米澤鷹山公記卷十四

②慶長年録

③徳川禁令考卷十七

④子孫鑑上卷

⑤常憲院贈大相國公實



鷹狩ノ地  
ヲ獻ズ

二三三三(延寶元)年、寒河正規は其著書中に『鶴鷹殺生の事、大將は五調の試稽古の爲なり』と記せり。  
二三三三(元祿六)年十月、紀伊光貞・甲府綱豊・尾張綱誠・水戸綱條の諸卿より、將軍綱吉に鷹狩の地を獻じたる事あり。翌二三三四(元祿七)年十月、幕府は令達を以て、御鷹場の支障となるべき箇所に於る百姓地抱屋敷圍の取拂及新規築造を禁止し、同時に竹木茂りの箇所は、特に例外として之を保育〔註五〕せしめたり。續いて二三七一―五(正徳)年代、幕府は

①米澤鷹山公記卷十四

②慶長年

江戸拾里  
以内ノ御  
留場

『諸鳥巢ヲ喰ヒ玉子有レ之時分ヨリ巢ヲ立候迄ハ、巢ノ有レ之竹木ヲハ彌其内御用ニモ不ニ伐採可ニ申付候事』〔註六〕と達し、二三七六(享保元)年八月、江戸より拾里以内の御鷹場所在の郡名を左の如く指定し、

武州足立郡・同豊島郡・同葛飾郡・同荏原郡・同橘樹郡・同久良岐郡・同都筑郡・同多摩郡・同高麗郡・同新庄郡・同入間郡・同埼玉郡、相摸國三浦郡・同鎌倉郡・同高座郡・同愛甲郡、下總國葛飾郡・同千葉郡・同印旛郡・同相馬郡、常陸國筑波郡

鳥おどし  
ヲ禁ズ

同時に『右郡之内江戸より拾里四方、古來之通町御留場ニ相成候間、萬事如ニ先規ニ相心得、私領共ニ右之場所江戸より拾里之間、鳥おどし不レ申様可レ被ニ申付候、尤私領方江も右向寄之面々より、右之旨相達置可レ被レ申』と、御勘定奉行より令達〔註七〕せしむる所あり。同年九月、幕府は沼田(東京市足立區上下沼田町)世田ヶ谷(東京市世田谷區世田谷町)戸田(埼玉縣北足立郡戸田村)平野(埼玉縣南埼玉郡平野村)淵江(東京市足立區内)八條(埼玉縣南埼玉郡八條村)葛西(東京市江戸川區内)品川(東京市品川區内)の各領内に存せる古來の御留場を先規通り取扱はしむることとし、同場所より四五里の間、鳥おどし申さざるやう嚴達〔註八〕せり。二三八〇(享保五)年將軍吉宗は、武藏國駒場野(東京市目黒區内)に小鷹狩を催し、將軍を始め諸侯の鷹狩倍々盛行するに至れるが如く、二三八一(享保六)年二月、幕府は御留場内にて鳥捕を見出さば、褒美〔註九〕すべきを令したり。

駒場野ノ  
鷹狩

①有徳院殿御實記附録十三



(備考) 二三八一(享保六)年十一月、江戸の浪士山下廣内(註一〇)は『四季の御狩ハ武將の御役目にて御座候、其外御遊興一通ニ御座候得は御用捨被レ遊候事、第一江戸近在殊之外困究仕候事逐一ニ御存知不レ被レ遊候事、是ハ御遊をさまたけ申候ニ似候得共』とて、鷹狩を一種の遊山と看做し、鷹狩が武將の采配練習に效なきを諷して、其抑制を建白したるは、所謂當時の輿論を代表したるものともいふべし。

御拳場等ノ廢止

二三八二(享保七)年十一月、公儀の御餌差を廢し、餌鳥請負を八名に申付けたる際『八人之請負人共方々殺生人、在々所々に於て非分成儀申懸へからず、并竹木一切伐取へからず』(註一一)と嚴命し、二五二七(慶應三)年十月、幕府は御拳場・御鷹捉飼場を當分御用なしとして之を廢止(註一二)したり。

□ 私 領

和歌山藩ノ鷹狩取締

二三〇五(正保二)年九月、和歌山藩に於ては、鷹狩の取締に付て令達(註一三)したり。  
二三一三(承應二)年十月、盛岡藩は、八戸彌六郎等に嚴手郡(陸中國)滴石御鷹場にて鷹仕る様(註一四)と命ぜり。

金澤藩ノ御鷹場

二三一九(萬治二)年七月、金澤藩は御鷹場(註一五)を定め『一、小立野(金澤市内)は末村(加賀國石川郡犀川村内)を限り、泉野(金澤市内)は有松村(石川郡三馬村内)より野崎松山の根迄大桑之河原。  
二、宮腰道をさかひ栗ヶ崎道筋を切、此内並栗ヶ崎橋(石川郡栗崎村内)を切、宮腰(石川郡金石町内)

迄濱野。一、森下川(河北郡森本村内)を切、鶉の毛の橋(同郡宇ノ氣村内)迄』として鷹遣及鳥取を制



御鷹場

〔註一四〕と命ぜり。

金澤藩ノ御鷹場

二三一九(萬治二)年七月、金澤藩は御鷹場〔註一五〕を定め、『一、小立野(金澤市内)は末村(加賀國石川郡犀川村内)を限り、泉野(金澤市内)は有松村(石川郡三馬村内)より野崎松山の根迄大桑之河原。二、宮腰道をさかひ栗ヶ崎道筋を切、此内並栗ヶ崎橋(石川郡栗崎村内)を切、宮腰(石川郡金石町内)迄濱野。一、森下川(河北郡森本村内)を切、鶉の毛の橋(同郡宇ノ氣村内)迄』として鷹遣及鳥取を制限し、二三二六(寛文六)年四月、御鳥見三ツ屋村某、御鷹野橋ノ爪御植松の内枯木を書上げ其數四拾本〔註一六〕に及び、二三四五(貞享二)年五月、加賀郡(河北郡)十村連名を以て御鷹場の村々〔註一七〕百三拾七箇村を書上げ、二五〇三(天保一四)年九月、御鷹場の御定〔註一八〕を發布せり。二五〇五(弘化二)年正月、御郡方農業諸稼申渡中に『御鷹場御縮方之義、是又嚴重相守候様可ニ申渡事』〔註一九〕と記し、同年三月、河北郡小坂・津幡・宇野氣新(宇ノ氣村内)外日角(七塚村内)四村に對し、御鷹場高札拾三枚、建木共に渡し、先に取極の箇所へ夫々建〔註二〇〕てしめしが、二五二二(嘉永五)年二月、御鷹場御縮方之儀嚴重相守るべき旨〔註二一〕を達し、尙御鷹場新開〔註二二〕の事あり。二五二八(明治元)年二月に至りては『今般加越兩州御鷹場御解ニ相成候ニ付、御鷹場御高札并三里境札取除之義申聞候ニ付、若年寄衆ニ御達ニおよび候處、詮議の通取除可申』として御鷹場を解除〔註二三〕せり。

金澤藩御鷹場御定

御鷹場高札

御鷹場ノ解除

德島藩ノ御鷹野場

御鷹ノ御祈禱

二三一九(萬治二)年十二月、德島藩は『御鷹野場たりと雖、諸鳥作毛を損せは、常々仰付通り追ひ申すへき事』〔註二四〕と令し、二三五一(元祿四)年八月、御鷹場御留野〔註二五〕を、阿波國名東郡にては東名東・下助任・富田・佐古・南新居・新濱・大岡・西名東・上助任・津田・島田・北濱・南濱・庄・下八万・矢上・田宮・今切・宮崎・南才田・沖ノ頭・北新居と定め、二三七二(正徳二)年十二月、那賀郡中庄村(羽ノ浦町内)拳正寺に於て、毎々御鷹の御



祈禱あるの故を以て下賜米〔註二六〕あり。尙年代は不明なるも、徳島藩にては阿波國の御鷹野場川筋に於て、柳萱草竝に雉子鶉附萱野刈取、又は萱野に火を放ちたる者ありしを申出でたる廉により、御褒美として白銀五兩を下附されし者あり、又江戸に於て越中堀（東京市深川区内）の隣に御鷹場の池を造り、周圍に多くの樹木を植ゑたることあり。

松代藩ノ  
鷹遣制限

二三三五（延寶三）年五月、松代藩は眞田孫七郎外四人を除き其他の家士の鷹を遣ふを禁ぜり。

高田藩ノ  
城廻鷹場  
解禁

二三四一（天和元）年七月、高田藩は、城廻鷹場を運上金を徴して、其村切に殺生〔註二七〕せしめたり。

福井藩ノ  
御鷹場

二三五八（元祿一）年三月、福井藩は條々〔註二八〕中に『一、御鷹場ニ而不依ニ大小ニ諸鳥一切取申間敷事（中略）一、御鷹場川筋之柳少も伐採申間敷事（中略）一、御鷹場之内、粟稗之から其外何ニ而も立草之類、御指圖次第ニ立置可レ申事』と定めて御鷹場川筋の柳を禁伐とし、二三八八（享保一三）年五月、山方御條目〔註二九〕中にも『一、御鷹山近邊ニ林伐荒し申間敷事』とし、二四三三（安永二）年十月、定書〔註三〇〕中に『一、御鷹場柳伐取申間敷事』とし、二四六五（文化二）年八月、淵・舞屋・江戸中三村の定書〔註三一〕中にも『一、堤川端野畑ニ有レ之諸木、御鷹入ニ付殘木ニ相成申候は、村方々下直ニ買取、跡當り候者へとらせ可レ申候』とし、同年同月の村定〔註三二〕にも『一、御鷹場之内并川端之諸木一切伐取申間敷候事』とし、二五〇六（弘化三）年十一月、藩は御鷹山〔註三三〕として字大桐谷・湯尾・大桐・山中其他を存せり。

御鷹場柳

御鷹山

①阿波藩民政資料

②御大典記念阿波藩民政資料

③松代町史

二五〇九（嘉永二）年八月、越前國足羽郡江守中村（社村内）の長百姓等より同藩御鷹方に對し



御鷹山

(文化二)年八月、淵・舞屋・江戸中三村の定書(註三二)中にも『一、堤川端野畑ニ有レ之諸木、御鷹入ニ付殘木ニ相成申候は、村方々下直ニ買取、跡當り候者へとらせ可レ申候』とし、同年同月の村定(註三三)にも『一、御鷹場之内并川端之諸木一切伐取申間敷候事』とし、二五〇六(弘化三)年十一月、藩は御鷹山(註三三)として字大桐谷・湯尾・大桐・山中其他を存せり。

①阿波藩民政資料 ②御

二五〇九(嘉永二)年八月、越前國足羽郡江守中村(社村内)の長百姓等より同藩御鷹方に對して、同村は年久しく畔平均せざるを以て、御田地境目濫となり難義に付、村中一同協議の結果畔平均致し度く、就ては御鷹場の諸木は一切伐荒らさざるにより聞届けらるゝ様(註三四)にと願出でたり。

熊本藩ノ御止場

二三七〇(寶永七)年十二月、熊本藩は御止場改正(註三五)中に『一、御家中拜領之鷹場、前々極居申事ニ付、脇方々猥獵仕間敷候事』とし、二四五二(寛政四)年十月、國老拜領の鷹場にて屢々盜獵(註三六)あり、其締方を願出でたるものあり。

仙臺藩ノ鷹場

二三七四(正徳四)年七月、仙臺藩にては、松岡某より仙臺近所の小松が鷹場に障るの故を以て伐拂ふ様との申出に對し、郡奉行・代官等之を悪解して却て植立てさせ、一面松林又は居久根等の松迄も伐採の吟味せしめんとしたる事件(註三七)あり。

宇和島藩ノ御留野

二四三五(安永四)年八月、宇和島藩は在浦所々に御留野(註三八)を指定し、二四四一(天明元)年六月、奥浦一圓(註三九)を、翌二四四二(天明二)年八月、磯新田知永村より大浦境迄を何れも御留野(註四〇)とし、二四七七(文化一四)年二月、御留野等の取締(註四一)を厲行せしめたり。

小倉藩ノ御場

岡山藩ノ御鷹場

二四六五(文化二)年五月、小倉藩は御場締(註四二)に付令達せり。  
二五〇〇(天保一)年三月、岡山藩センゾク原四方一里に餘る箇所に於て追鳥狩(註四三)あり『大筒二發、夫ヨリ諸備小銃發シ、御鷹匠赤磨ヲ振、隼ヲ御放シニ相成、其上ニテ木ノ枝圍ヨ



庄内藩ノ  
御鷹場  
廣島藩ノ  
鷹場山

リ雉ヲ放チ、若捉損候節ハ、環列ノ甲士走り出、杖ニテ爭相申候』と録せり。  
二五二三(文久三年九月、庄内藩には、雪菰・杭・械等を納めしめたる御鷹場〔註四四〕あり。  
以上の外、廣島藩に於る鷹場山の取扱は建山に異る所なかりしと云ひ、其他諸藩に於ても鷹場を各所に備へ、其樹林相當の面積に上れるが如し。

要約 要するに鷹狩は、上古に於て發生したるも庶民に之を許さず、専ら貴族階級のみ行ふところとなり、各自己の所領内に鷹場を設けて、此處に諸鳥類の蕃殖を圖る爲、廣く森林を仕立つることなれるものなり。樹種は潤葉樹を主としたるも、往々松等の針葉樹を混ぜるもの、又は松の純林なるもあり。何れも伐採の禁止又は制限を原則とし、江戸附近に於て大木を伐らんとする場合の如き、其旨を豫じめ鷹匠頭に届出でしめ、鳥見なる役人をして實地臨檢せしめたる上、禽鳥の集散に影響するや否を見定めたる後にあらざれば、許否を決せざりしと云ふ。又所により野守又は林守等を置きて該林の管理及保育に努めしめたるものあり。明治維新後鷹狩の廢滅と共に、本林も全く其意義を失するに至れり。

註一 【北宇和郡高田八幡文書】 ○愛媛縣北宇和郡高近村八幡神社

註二 【享保經濟叢書福井侯行實】 ○帝國圖書館

註三 【憲教類典五ノ三上】 ○内閣文庫

註四 【教令類纂初集八十八】 ○同上

註五 【御勘定所勤方等下】 ○同上



- 註一 【北宇和郡高田八幡文書】 ○愛媛縣北宇和郡高近村八幡神社
- 註二 【享保經濟叢書福井侯行實】 ○帝國圖書館
- 註三 【憲教類典五ノ三上】 ○内閣文庫
- 註四 【教令類纂初集八十八】 ○同上
- 註五 【御勘定所勤方等下】 ○同上

- 註六 【地方御定書四】 ○同上
- 註七 【牧民金鑑十七】 ○同上
- 註八・九 【令書要文十三】 ○同上
- 註一〇 【享保經濟叢書武門大和上乘】 ○帝國圖書館
- 註一一 【御勘定所勤方等中】 ○内閣文庫
- 註一二 【舊政府御達留四十四】 ○同上
- 註一三 【御公義御法度書之寫】 ○和歌山縣西牟婁郡田邊町田所双五郎氏
- 註一四 【御家被仰出一〇】 ○盛岡市南部伯爵別邸
- 註一五 【御定書寫】 ○東京市前田侯爵邸
- 註一六・一七 【改作所舊記】 ○同上
- 註一八 【御定書】 ○同上
- 註一九 【弘化二年御用留】 ○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏
- 註二〇 【弘化二年御用留】 ○石川縣河北郡笠谷村新田義雄氏
- 註二一 【金津組御縮方御法例御請帳】 ○同上
- 註二二 【岡部文書】 ○岡部恒氏
- 註二三 【中川御用留】 ○石川縣石川郡蝶屋村中川秀一氏
- 註二四 【御記錄い六】 ○德島地方裁判所
- 註二五 【御記錄ろ五】 ○同上
- 註二六 【御記錄は四】 ○同上

章八 獵漁的林系 三 鷹場林



- 註二七 【高田御城請取聞書】 ○新潟縣中頸城郡下黒川村三上廉平氏
- 註二八 【御鷹場條々】 ○福井縣廳
- 註二九 【山方御條目】 ○福井縣丹生郡白山村小泉教太郎氏
- 註三〇 【安永年中諸事被仰出類】 ○同上
- 註三一・三二 【疇直ニ付村定一札之事寫】 ○福井縣廳
- 註三三 【山奉行役勤向覺】 ○同上
- 註三四 【社村廣瀨文書】 ○福井縣足羽郡社村廣瀨又兵衛氏
- 註三五 【自弘化三年至嘉永三年覺帳】 ○熊本市細川侯爵別邸
- 註三六 【寬政四年八代日記】 ○熊本縣八代郡松高村男爵松井敏之氏邸
- 註三七 【正德四年甲午七月大記録】 ○仙臺市伊達伯爵邸
- 註三八 【日記被仰出】 ○宇和島市伊達侯爵別邸
- 註三九・四〇 【自寛文二年至天明四年記録拔書】 ○同上
- 註四一 【自文化八年至嘉永元年御用場日記】 ○同上
- 註四二 【御場縮被仰出書】 ○福岡縣田川郡添田町中村武弘氏
- 註四三 【セングク原追鳥狩略圖】 ○東京府北多摩郡武藏野町鳥羽正雄氏
- 註四四 【御用留帳】 ○山形縣西田川郡温海村本間和民氏



註四三 【センゾク原追鳥狩略圖】 ○東京府北多摩郡武藏野町鳥羽正雄氏  
註四四 【御用留帳】 ○山形縣西田川郡温海村本間和民氏

### 四 鳥 屋 林

名稱 舊時代に於ては鳥屋林トヤベヤシ(弘前・米澤)峙場トヤベ(仙臺)峙トヤ(福岡)等と云へり。

意義 特設の森林内に鷹を誘導して捕獲するを目的とし、仕立てたるものを云ふ。

沿革 弘前藩にては、夙に御鳥屋林なる名を以て、多くの森林を仕立てたるもの、如く、

弘前藩ノ御鳥屋林

二三〇八(慶安元)年の津輕封内知行高繪圖に、妙見堂御鳥屋を見るは其一例なり。二三二三(寛文三)年五月、御鳥屋場の木を伐りし爲籠舎を申付註一けて、本林保育の一助となせしとありしが、翌二三二四(寛文四)年十二月、定書註二を以て『一、先年御鳥屋林生立之儀ハ不

及ニ申ニ、ふみをれニよらす木かや一本成共取セ申間敷候、近所肝煎・五人組之御鳥屋主之

者ニ急度可レ被ニ申付ニ候。一、御鳥屋主之者共、預り之鳥屋林紛らかし伐採申由候、是又脇々

より見届次第注進可レ仕之旨、其口々肝煎・山守之者ニ可レ被ニ申渡ニ候事。一、御鳥屋場より

四方百間之内、前廉相究之通田畠一切開かせ申間敷候、若相背者有レ之候ハ、窺可レ被レ申候

事。』と規定し、御鳥屋廻奉行より一般に令達するに至れり。二三二六(寛文六)年四月、廣須

川崎土手に於る御鳥屋林の見分註三あり。越えて二三三八(延寶六)年七月、領内に大風被害

あり、藤崎村(南津輕郡)眞那板・藤堂・八日市の三箇所及古館村之内十川袋御鳥屋場林の樹木

大に折損註四したる旨を書上げ、二三四三(天和三)年四月、五所川原(北津輕郡)大堰根洪水被

御鳥屋廻奉行



御鳥屋場  
ノ柳

御鳥屋林  
山守役

山守役表  
彰

害修繕の爲、御鳥屋場の柳伐採方に付同所より願出でたるに對し、藩は『御鳥屋場障二不罷成一處、剪セ申候様』〔註五〕にと、御鳥屋奉行に申渡せり。翌二三四四(貞享元)年正月、唐竹村(竹館村内)繪圖仕立中に、御鳥屋場の廣袤幅員〔註六〕を記入すべきを命じ、二三四八(元祿元)年二月、菱沼より十三に至る御鳥屋林を守りたる藻川村(北津輕郡三好村内)の百姓兩名は、田地も作らず無足にて五六年間林守を勤めたる爲、飢渴に迫るに至りたるの故を以て、藩より兩人に對し一人一俵宛の救米を給與〔註七〕し、引續き同林を保育せしめ、又同年五月、先年來御鳥屋林山守役として精勤せる八幡館村(南津輕郡石川町内)の百姓某が、至極難儀せるに付御救米を給與〔註八〕するとせしが、二三五二(元祿五)年十二月、褒美として青銅一貫文を與へたり。是れ同人が同村の立山(長八百間程横七百間程)に御鳥屋四箇所を見立て、御山守を申付けられ、廿年の久しき間、無足にて精勵怠らず、爲に上司より『先年小柴ニ御座候場所、只今ハ諸木共ニ一尺五寸廻より一尺廻り迄、又ハ七寸八寸廻り迄、其外杭木杯も御座候、右雜木之内ニ檜・爪木・檜木・栗木等茂御座候、右長十郎殊之外精を入、御山守并手入共能仕候ニ付、木茂そたち、最早少々宛御用ニ相立申候、彌末々御爲ニも可罷成ニ』〔註九〕と認めらるゝに至り表彰されたるものなり。二三七七(享保二)年十二月、御國産出の御鷹の儀に付幕府の大久保佐渡守より藩に對し『岩木山之圖、眞名板淵鳥屋場迄道程如何程にて候哉、又ハ御鷹巢筋之由來、東南西北之譯ともに不殘在所に覺申者可有之候間、在所申遣、

矣と委細申出候様』との問合〔註一〇〕あり、翌年之に答申〔註一一〕せり。同(享保二)年、廣田組



能仕候ニ付、木茂そたち、最早少々宛御用ニ相立申候、彌末々御爲ニも可罷成〔註九〕と認めらるゝに至り表彰されたるものなり。二三七七〔享保二〕年十二月、御國産出の御鷹の儀に付幕府の大久保佐渡守より藩に對し『岩木山之圖、眞名板淵鳥屋場迄道程如何程にて候哉、又ハ御鷹巢筋之由來、東南西北之譯ともに不殘在所に覺申者可有之候間、在所申遣、

待主

疾と委細申出候様』との問合〔註一〇〕あり、翌年之に答申〔註一一〕せり。同〔享保二〕年、廣田組〔北津輕郡榮村内〕御鷹待鳥屋場改〔註一二〕あり、姥ウメヤチ池村〔北津輕郡榮村内〕若柳・鷹ノ巢・茂川村中沼之内・中沼下善津・辨財天古川添・笹鳥屋・與右衛門沼・古川添・川尻に各一箇所待主一人宛、合九箇所九人に及び、二三八九〔享保二四〕年五月、高倉某は『藤崎村領眞名板淵御鳥屋場之林木立薄罷成候、其外近邊之林共ニ盜伐取申候哉、漆奉行支配所候得共、數ヶ所相勤候得者、繁ク見廻候儀成兼可申候、山守共茂場所廣故り兼可申候、依之近村之郷士並ニ庄屋共見守申候儀先達而被ニ仰付、郡奉行より夫々通用仕候、今度見分仕候』とて木薄の模様、盜伐の仔細等を詳述し『去々年念常林之前新川出來候得共、眞名板林之たしに成兼、去秋當春兩度洪水之節、川欠落木茂過分ニ候、當年諸方御普請多く御座候間、何とそ差延申度儀ニ候得共、當分杭打出シ等ニ而茂不レ被ニ仰付候ハ、二三三年之内ニ者、猶更眞名板淵林残すくなに川欠可レ申哉與奉レ存候』との意見をも具申〔註一三〕したるが、二三九〇〔享保一五〕年七月、同鳥屋林に關し同様の趣旨を以て『林薄罷成候ハ、格別之御鳥屋之儀御座候間、右林續之畑御潰、諸木植足可レ被ニ仰付御沙汰ニ茂可罷成哉與奉レ存候、左候得ハ諸木之そたち申候間茂御座候間、當年より足林被ニ仰付、諸木植付候様ニ茂可レ被ニ仰付候哉』〔註一四〕と重ねて申立て、藩は申立の通り之を實行せしめ、二三九四〔享保一九〕年七月、浪岡組瀧井袋〔南津輕郡浪岡村内〕之内、十川伐廣泥上ヶ普請に際し、御鳥屋場の障りにならざるの故を以て、兩岸

御鳥屋林  
續ノ植足



の柳拾二本の伐採〔註一五〕を許されたり。尙年月不明なるも、戌年野宮某等の上申書〔註一六〕中に、清野袋・町田袋・曾介袋・五郎袋・大川袋・青女袋・横木袋・したんか沼袋等は、悉く古來御鳥屋林の跡なることを記せり。以て弘前藩が各所に鳥屋林を設置せるの狀況を知るに足るべし。

(備考) 二四一八(寶曆八)年五月、失名氏の津輕見聞記〔註一七〕中に『岩木山の麓に廣き野あり、此所へ鷹多く集り、地面に網をはり、此中に鳩雉子の類をつなきおくに、鷹これを見付かり居る所を網を引、四方より芻かへし、鷹のうへに覆ふ、鷹は羽を大切にすものゆへ、網かゝりてはすこしもはたらかすして得やすし、御領主に鷹司またありて、よく飼育て後、江戸へ献上にもなるといふ』とあり。

仙臺藩ノ御鳥屋林

二三一五(明暦元)年三月、仙臺藩なる栗原郡(陸前國)柳澤御山守より、同村内御鳥屋林の盜伐〔註一八〕せられしを訴出で、二三五七(元祿一〇)年六月、桃生郡(陸前國)御林帳中に次の如く記載せる御鳥屋林〔註一九〕あり。

一瀧之上御林

御山守 利右衛門  
肝煎 傳兵衛

一長四町 長ハ瀧之上ノ峯通追立海邊北下之小澤頭迄

一横三町 横ハ釣之尾東之小澤頭ノ瀧之鳥屋峯道通瀧之上森迄

此步數四萬三千二百坪

一栗・雜木一尺廻り以下、柴無レ村厚相立、元祿元年ノ二年迄割薪山被ニ相明ニ由也

一東ハ針岡海道、北下之小澤頭ノ殿原立峯切、南ハ追立海邊北下之小澤ノ板木ケ澤頭

迄殿原澤切、西ハ瀧鳥屋西下板木ケ澤之小澤切、北ハ瀧鳥屋峯切



一横三町 横ハ釣之尾東之小澤頭ハ瀧之鳥屋峯道通瀧之上森迄  
此歩數四萬三千二百坪

一栗・雜木一尺廻り以下、柴無<sub>レ</sub>村厚相立、元祿元年ハ二年迄割薪山被<sub>二</sub>相明<sub>一</sub>由也  
一東ハ針岡海道、北下之小澤頭ハ殿原立峯切、南ハ追立海邊北下之小澤ハ板木ケ澤頭

迄殿原澤切、西ハ瀧鳥屋西下板木ケ澤之小澤切、北ハ瀧鳥屋峯切

右御林ハ北上川江拾四町程

御塲場ノ  
禁伐並伐  
替

御塲場帳

二三四八一六三(元祿)年代同藩山林改正の節、新に藩林としたるものあり、此内には塲場・  
用木山・薪拂下山等を包含せるが、御塲場は鷹を捕獲する爲に仕立てたるものにして、其  
箇所は山峰百間四方を禁伐〔註二〇〕とし、享保年度迄に領内の御塲場五百十七箇所の多きに  
及べり。二三八七(享保二)年、御塲場等の御林に於る毛上伐替等の取扱方〔註二一〕を規定  
し、二三九〇(享保一五)年八月、領内の各村に互り塲場を調べ御塲場帳〔註二二〕を調製せり、  
即ち名取郡(陸前國)のみにて熊野堂村(高館村内)拾一箇所、坪沼村(生田村内)一箇所、吉田村  
(高館村内)五箇所、川上村(高館村内)三箇所、鹽手村(愛島村内)二箇所、笠島村(愛島村内)九箇所、  
北目村(愛島村内)拾箇所、志賀村(千貫村内)一箇所、三色吉村(千貫村内)二箇所、北長谷村(千貫村  
内)一箇所、南長谷村(千貫村内)一箇所、根嶺村五箇所、平岡村八箇所、富澤村(仙臺市内)四箇  
所、山田村(仙臺市内)一箇所、鈎取村(仙臺市内)三箇所、湯元村(秋保村内)一箇所、馬場村(秋保村  
内)二箇所、新河村(秋保村内)一箇所、茂庭村(生田村内)四箇所に及び、其他柴田・宮城・登米・  
本吉・志田・氣仙・桃生・黒川・江刺・賀美の諸郡に尠からず。  
二五〇九(嘉永二)年九月、福岡藩は塲等にて猪鹿を獵するを禁ずる爲『谷山續之山々別而御  
城近き山之外は、塲ニ而猪鹿を取候儀無<sub>レ</sub>之様相心得可<sub>レ</sub>申事』〔註二三〕と達せり。

福岡藩ノ  
塲



### 五 巢 鷹 山

**名稱** 舊時代に於ては、之を御巢鷹山オカカヤマ（幕領武藏・佐渡・飛驒・美濃及仙臺・上田・松代・飯山・松本・小諸・人吉）御巢山（幕領美濃・飛驒及名古屋・高知）巢高山（金澤）御鷹之巢場オカノノ（米澤）巢鷹場（幕領信濃・飛驒）巢入山（幕領佐渡）御鷹山オカカヤマ（幕領甲斐及盛岡・福井・宇和島・高田）御巢子林オカコバヤシ（仙臺）御鷹巢山オカカスヤマ（仙臺・金澤・山口・人吉）御鷹林オカカバヤシ・鷹待場オカマテバ（弘前）とも云へり。

**意義** 巢鷹を捕獲する爲、鷹の巢をかけし森林、又は特に鷹の巢を掛くるに適せる森林を選びて、嚴に保護を加へられたるものなり。

（備考）鷹は鷲鳥の一種にして深山幽壑に棲み、其性能く他の鳥類を捕ふるを以て、巢鷹を捕へ、之を飼馴らして狩獵用に供す。該鳥の種類甚だ多く、天足に脇毛なく、純白にして紫雪と稱するを最良とす。秋冷に來り春暖に去るものにして、先づ紀伊國の那智山最高の梢に棲み、次に羽前國羽黒山の深林に入ると言傳へられ、奥州鷹を奥の巢・甲州鷹を唐轡・蒼鷹を日向巢・鶺鴒を丹後巢・鶺鴒を伊豫鷹と唱ふ。

**沿革** 鷹を飼養して狩獵するとの文獻に記されたるは、上古一〇一五（仁德天皇四三）年九月を始①めとし、爾來廣く上下に行はれたりしが、中古一三八九（天平元）年八月、之が禁止②を令せられし以來、永く其禁を解③くに至らず、近世江戸時代（註一）に入りても尙同様にして、幕府並に諸藩を通じて各特殊階級の武士に限り之を許せるに過ぎざりき。従つて巢鷹に付ても夫々奨励と制限の方法を設けたり。二二八六（寛永三）年、徳川幕府は令して（註二）『御鷹見

鷹飼養ノ始  
鷹狩禁令

江戸幕府  
御巢鷹ノ令

①日本書紀卷十一 ②續日本書紀十 ③日本紀略、類聚三代格、政事要略、文德實錄

出候者ノ事、其ノ身ノ事ハ申スニ及ハス、彼五人組ノ者モ其年巢ノ番ヲユルシ、見出候當人



鷹狩禁令

江戸幕府  
御鷹ノ令

を始<sup>①</sup>めとし、爾來廣く上下に行はれたりしが、中古一三八九(天平元)年八月、之が禁止<sup>②</sup>を令せられし以來、永く其禁を解<sup>③</sup>くに至らず、近世江戸時代〔註一〕に入りても尙同様に於て、幕府並に諸藩を通じて各特殊階級の武士に限り之を許せるに過ぎざりき。従つて巢鷹に付ても夫々奨励と制限の方法を設けたり。二二八六(寛永三)年、徳川幕府は令して〔註二〕『御鷹見

①日本書紀卷十一 ②續

巢鷹ヲ盜  
ム者ハ死  
罪

出候者ノ事、其ノ身ノ事ハ申スニ及ハス、彼五人組ノ者モ其年巢ノ番ヲユルシ、見出候當人ニ御褒美下サルヘキ事。附、新巢見出シ候者ニハ其年常之御ホウヒ一倍下サルヘキ事』又『御鷹巢ヲカクシ、又ハ巢ノ内ニテ鷹ヲヌスミ候事コレアラハ曲事タルヘシ、タトヒ後日ニ相聞候トイフトモ、其ノ身ノ事沙汰ニ及ハス、一類トモニ死罪ニ行ハルヘキ事。附、五人組ハ籠舎タルヘキ事』とせり。此の如き制裁は、享保年代以後廢止されたるも、以て武家が如何に鷹を重んぜしかを知るを得べく、巢鷹山の禁令亦如何に嚴なりしかを知るに足るべし。次に幕府領たる天料と諸侯領たる私領とに別ちて本林の大要を記することとす。

### イ 天 料

人吉藩預  
リ地ノ御  
鷹巢山  
椎葉山

二二六一(慶長六)年三月、豊臣氏は、九州人吉藩預りなる椎葉山(肥後國球磨郡)を鷹之巢とし、入山は勿論鐵炮放ちを禁じ、其後徳川氏となるや、二二七六(元和二)年四月、御鷹巢山は大河内ノ内萩浦山外六箇所として保護せしめ、二四六一(享和元)年十月、同藩御林帳〔註三〕にも鷹巢山は從來に相違せずと載せしが、二四六七(文化四)年十一月、椎葉山中への申渡に『一、總而御法度之趣を相背き申者有レ之節は勿論之儀、或ハ鷹巢或ハ御立山之木を伐候者於レ有レ之ハ、其五人組より規度可ニ申出、若脇より於ニ相知一ハ組中油斷之科難レ遁、其品ニより同罪可レ被ニ仰付事』〔註四〕とせり。二五二〇(嘉永三)年十一月、同山中鷹巢山並に御立山の伐木禁制

①②椎葉村史



が、守られ居るや否を毎年三度届出づべき旨、勘定役所より同山役人へ下命〔註五〕せり。又  
米良山 二二六一（慶長六）年九月、徳川家康は黒印狀を相良左兵衛に下して、米良山を前々通り鷹巢  
山とし、鐵砲及焼畑を禁ぜり。

木曾及裏  
木曾ノ裏  
山

二二五六―七四（慶長）年代、徳川家康の御納戸料たりし當時より、信濃國木曾（西筑摩郡）は、巢  
鷹を家康に獻納することを命ぜられたるもの、如く、同所に於ては鷹の巢を掛くる爲に、最も  
樹木の繁れる山を選びて之を巢山と稱し、特に區劃して人民不入の地とし、嚴に伐木を禁じ  
て之を保護せり。二二七五（元和元）年尾州領となるや、御巢山數木曾分五拾九箇所、其他を合  
せて八拾三箇所、何れも巢鷹を幕府に獻ずると故の如く、毎年五月十月に、徒士一人・足輕  
一人を一組と稱へ、四組をして諸山を巡廻せしめ、巢鷹を捕ふるものには二人口を給せり。

巢山巡廻  
御巢山さ  
や

二三四四（貞享元）年、御留山・御巢山〔註六〕にさや、明山内より木在る所々三町歩、木無き所  
五町歩を留めしめ、二三五〇（元祿三）年正月、毎年御達の通り、信濃國鹹川山（西筑摩郡王瀧村  
内）内竝御巢山・御留山新かこひの内にて、何木によらず一本一丁も切取を禁〔註七〕じ、二三  
五三（元祿六）年十二月、木曾の御巢鷹〔註八〕を止め、二三五九（元祿一〇）年二月、美濃國惠那郡  
川上村御巢山たる巢乘・長坂・大根・鈴根四箇所の内へ入るは勿論、御巢山堺にても何木  
によらず、一本も濫に伐るべからずとし、且諸木の皮剥をも禁〔註九〕ぜり。此四箇所は先  
年巢守久助等をして嚴に監視せしめ、御巢鷹時分は言ふに及ばず、常々も油斷なく山を見

美濃國御  
巢山禁制

巢守

①相良家文書二

②木曾山沿革

廻るが故に、同人等の歩役・傳馬を免ぜるも、近年御巢鷹召上げられざる爲、山廻りも粗



内)内竝御巢山・御留山新かこひの内にて、何木によらず一本一丁も切取を禁(註七)じ、二三  
五三(元祿六)年十二月、木曾の御巢鷹(註八)を止め、二三五九(元祿二二)年二月、美濃國惠那郡  
川上村御巢山たる巢乗・長坂・大根・鈴根四箇所の内へ入るは勿論、御巢山堺にても何木  
によらず、一本も濫に伐るべからずとし、且諸木の皮剥をも禁(註九)ぜり。此四箇所は先  
年巢守久助等をして嚴に監視せしめ、御巢鷹時分は言ふに及ばず、常々も油斷なく山を見

廻るが故に、同人等の歩役・傳馬を免ぜるも、近年御巢鷹召上げられざる爲、山廻りも粗  
となり、歩役・傳馬も村竝に勤むることゝなれるが、三年以前丑(元祿一〇)年より前々の通  
り村中より歩役・傳馬を勤め、巢乗・大根は孫八郎、長坂・鈴根は八右衛門、月に一度づ  
つ見廻ることに決定し、萬一諸木一本にても伐取か、木皮盜剥あらば早々届出づる筈とせ  
り。二三六五(寶永二)年二月、王瀧村請書(註一〇)中に『一、例年度々被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候御巢山御留山  
新境廻り之義、一丁一本も切越不<sub>レ</sub>仕候様ニ堅相守可<sub>レ</sub>申候、御巢山御留山新境之義ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>  
申、境ちかき處へも不<sub>レ</sub>參候様ニ常々無<sub>レ</sub>油斷<sub>レ</sub>村中相互ニ吟味可<sub>レ</sub>仕事』と記さしめ、二三七  
〇(寶永七)年六月、上松奉行市川甚左衛門は、三浦(王瀧村内)等の御巢山の新圍(註一一)を命ぜ  
られ、日數七拾一日も同山に滞在せり。二三七六(享保元)年六月、御巢山内に野麥取の入る  
を禁(註一二)じ、二三八四(享保九)年十一月、御巢山・御留山に熊剝多きを以て、之が防ぎと  
して明山にて熊を撃(註一三)たしめ、二三八六(享保二)年十一月、御巢山の内木立なきは諸  
事御留山同様の取扱(註一四)となし、見廻りも年一回に減少せり。二三九〇(享保一五)年、此  
年より信濃國藪原宿(西筑摩郡木祖村内)御巢鷹御役所(註一五)を命じたり。二四一九(寶曆九)年六  
月、寺町兵左衛門は(註一六)

一 御巢山

木曾惣山之内、木立深き所年々鷹之巢有<sub>レ</sub>之候付、其處を指して巢山と唱來候由、貞享



四卯年巡見之節獻上之御巢鷹御用ニも相成候付、右場所見分有レ之、其町間村方爲ニ書上、境内之分立木ハ勿論、下草も不<sub>レ</sub>刈取<sub>ニ</sub>筈相極、此節御巢山與唱申候由、右町間村方書上ケ之儘相用申候付、場所ニより廣狹御座候由ニ御座候

一 御留山・御巢山新圍

前々御巢山・御留山境内ニ伐越背之者も御座候付、右御境外取廻し、別ニ一重御境相立、本巢山・御留山境へ伐越無<sub>レ</sub>之様ニ仕候、是茂新圍と申候、村々ニ而ハ、物の韃をかけ候様成物ニ御座候故、御留山さや・御巢山さやと申候、當時ニ而ハ新圍之御境を則御留山・御巢山境に相心得堅く相守り申儀御座候（中略）

一 巢鷹

諸山より出ル、年々巢鷹案内之百姓共心懸、巢見出し候得ハ、藪原詰御鷹方竝福島へ致<sub>ニ</sub>注進<sub>一</sub>候、則福島より巢元見分致候、其以後見出し候者、日々巢元相守り申候、是茂巢主と相唱候、追而宜時節甚兵衛家來罷越、巢主召連候而巢をおろし御鷹方へ相送り候、一巢ニ三羽或ハ四羽程有<sub>レ</sub>之候、御鷹方へ指出候得ハ御褒美として弟（雌鷹）ハ米二石、兄（雄鷹）ハ米五斗被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>、右之内御獻上ニ相成候へハ別金五兩被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>候、但御巢山・明山ニ限らず巢を引申候

と書上げ、二四二六（明和三）年五月、王瀧村大樋瀬・小樋瀬・鈴ヶ尾・辰巳ヶ尾御巢山新圍

巢主

を改め、御山内火の用心停止の小檜曾木伐取らざる様、同村庄屋・組頭等より請一札（註一七）



候、一巢二三羽或ハ四羽程有レ之候、御鷹方へ指出候得ハ御褒美として弟(雌鷹)ハ米二石、兄(雄鷹)ハ米五斗被ニ下置、右之内御獻上ニ相成候へハ別金五兩被ニ下置候、但御巢山・明山ニ限らず巢を引申候

と書上げ、二四二六(明和三)年五月、王瀧村大樋瀬・小樋瀬・鈴ヶ尾・辰巳ヶ尾御巢山新圍

を改め、御山内火の用心停止の小檜曾木伐取らざる様、同村庄屋・組頭等より請一札(註一七)を徴し、二五三〇(明治三)年四月『一、御巢山・御留山、去ル末年御差留メ相成候塞路其外御用

甲斐國ノ  
御鷹山

木山の程近キ危キ所ハ、庄屋・組頭吟味仕、草山爲レ燒申間敷候御事』(註一八)と令せり。

二三四〇(延寶八)年九月、幕領甲斐國巨摩郡(北巨摩郡)上教來組鳳來村にては、更めて先規に従ひ、御鷹山にて伐木せざるは勿論、出入をも爲さざるを(註一九)約し、二三九一(享保一六)年

佐渡國ノ  
隼巢入山

三月、幕領佐渡の窪田肥前守より『佐州隼巢入之義申上候』とて『深浦村隼、二月廿八日巢入仕候、二見村隼、三月七日巢入仕候、此外關村・岩谷口村・願村所々隼、當年者巢入不仕候』と報告(註二〇)せるを見れば、佐渡國前記の箇所に巢鷹山の存置されしは明なり。

飛騨國ノ  
御巢鷹山  
配  
御巢鷹差

二四二一(寶曆二)年三月、高山(大野郡)代官所は、二三九八(元文三)年以來管内に於る御巢鷹山四拾一箇所を調査(註二一)せるが、二四二五(明和二)年十一月に至り、高山の御巢鷹差配源次郎より、高山役所に差出したる願書(註二二)によれば、同管内には古來九拾三の巢山ありたるもの、如きも、爾來年々箇所と巢鷹と共に減少したるを以て、同人は其挽回方法として

御巢鷹山  
挽回ノ方  
法

『巢場所之義、御留山ニ被ニ仰付、猥伐荒不レ申候ハ、御用之御巢鷹出來可レ申哉與奉レ存候』と願出で、越えて二四二八(明和五)年二月、同役所榑木方より『御用木并白木稼等ニ而、山續之巢鷹有レ之場所茂、當時ハ木數まばらに相成り候様ニも有レ之候哉、前々之通ニ巢鷹も無レ之、若差支にも可ニ相成レ哉、右場所之義も、山廻り役より可ニ書出候、當國より出候巢鷹ハ、外々



御巢鷹場  
差札

加賀越前  
兩國ノ御  
巢鷹山

國々より相廻り候よりは宜敷趣、兼而江戸表にても御沙汰有レ之義ニ候得は、隨分巢鷹數も相増、江戸表より持下り有レ之候様致度ものニ候、此義鳥屋源次郎等々も出精、數多ク見出候様可ニ申聞一事に候得共、先づ木立茂り先□し、元通りニも立直り候様心懸ケ、右之否可ニ申聞一事』と答申〔註二三〕せり。二四三七(安永六)年十一月、同代官所山廻り役は、其勤め方〔註二四〕として『年々御巢鷹出候山々之儀は勿論、新規巢掛等見當候ハ、早速御訴申上』ぐべきを申出で、二四五〇(寛政二)年五月、同管内白川郷六厩村山内ねづ尾及同村山内字ひ山に各一箇所の御巢鷹場を見立てたるに付、御差札二枚下附されたき旨願出〔註二五〕でたる者あり。

二四九六(天保七)年六月、高山代官支配、越前國本保役所(丹生郡吉野村)より管内及附近私領の巢鷹山〔註二六〕を書上げ、内御巢鷹山としては白山麓加賀國牛首・風嵐兩村(能美郡白峯村内)立會の御林拾二箇所、島村(同郡粟津村内)二箇所、杖村(同郡新丸村内)一箇所、新保村(同郡新丸村内)二箇所及越前國大野郡にて小笠原相摸守領井野口村(富田村内)一箇所、青山播磨守領若猪野(勝山町内)野津俣(上味見村内)藥師神谷(野向村内)森山(上莊村内)の四村四箇所なりとせり。

(備考) 加賀國白山々麓の巢高山〔註二七〕は、元結城秀康の所領にして、當時村民等同山の巢鷹より雛を捕へて秀康に獻ぜし以來、監守人を置きて濫に伐木するを禁じたりと云ふ。

二五〇五(弘化二)年六月、高山郡代新任に付、先郡代より引繼の際『飛州山内ノ御巢鷹相納來、例年四五月頃巢おろしの上、役所へ揃參、差出之儀願候ニ付建繪府相渡、江戸役所へ

添狀いたし差出來候由申送、右取計書物類爲ニ見合ニ先前ノ引渡有レ之候間、猶又引渡申候、



(備考) 加賀國白山々麓の巢高山(註二七)は、元結城秀康の所領にして、當時村民等同山の巢鷹より雛を捕へて秀康に獻ぜし以來、監守人を置きて濫に伐木するを禁じたりと云ふ。

二五〇五(弘化二年)六月、高山郡代新任に付、先郡代より引繼の際『飛州山内々御巢鷹相納來、例年四五月頃巢おろしの上、役所へ揃參、差出之儀願候ニ付建繪府相渡、<sup>(符)</sup>江戸役所へ

添狀いたし差出來候由申送、右取計書物類爲見合、先前々引渡有之候間、猶又引渡申候、尤藤之進(代官藤田)支配中差出候儀無御座候、一右巢鷹之儀前々々見立人有之、見立札相渡有之候處、以來猥に相成、他人へ貸札いたし候趣にて、御巢鷹并網掛鷹等他國へ賣拂候様成儀も可有之哉之趣相聞候ニ付、右札取立親規燒印札見立へ相渡し、取締方申渡候由申送有之、請證文引渡有之候ニ付猶又引渡申候』(註二八)と演說せり。

信濃國ノ巢鷹場山  
武藏國ノ巢鷹山

降つて二五三〇(明治三年)、幕領信濃國下高井郡中野代官所管内にては、巢鷹場山内に入山禁止の制札(註二九)を立て、又武藏國北多摩郡氷川日原等、甲斐國都留郡に隣接せる村々に現存する天然生椎木の官林は、往昔用材を求めし所にあらず、鷹隼の能く巢を結ぶ所なりしを以て、其鷹雛を捕獲して幕府の用に供する爲、伐木禁制の地となり、是等の山林を總稱して御巢鷹山(註三〇)と稱せりと言傳へり。

口私領

弘前藩ノ鷹待場

二二七〇(慶長一五年)八月、弘前藩の陸奥國小栗山 中津輕郡千年村内)の松山(註三一)に於て鷹を捕ふ、是迄御鷹匠は毎年鷹岡に赴きしが、同所御城となりしを以ての故なり。二三二五(寛文五年)十月、同藩は各郡奉行に令達して、所々御鷹林の伐採を禁止(註三二)せしめ、二三三二(寛文二二年)、鷹待場三世寺(中津輕郡藤代村内)眞那板林へ雜木三萬本を植付(註三三)けしめ、



二三四七(貞享四)年五月、津輕郡(南津輕郡)田舎庄板木澤村の留山場五箇所は、従前の鷹待場、檜雜木立なるも場廣にして檢地に及ばず〔註三四〕とし、二三九三(享保一八)年二月、眞那板林の足林に諸木を仕立〔註三五〕てしめたる如き、巢鷹育成の補助施設とも見るべきものあり。

米澤藩ノ  
御鷹之巢  
場

二二八一(元和七)年四月、米澤藩は大立山定〔註三六〕中に『鷹のすは(巢場)一切きり申ましき事』とし、二三一五(明暦元)年九月、羽前國中津川内(南置賜郡)の鑄役控〔註三七〕中に『廣原川村御鷹之す(巢)場へ一切入申間敷候、但山見之者入候所へハ入可<sub>レ</sub>申事』とあり、二四〇二(寛保二)年十一月、中津川領の沼澤(西置賜郡津川村内)間瀬等に鷹ノ巢場〔註三八〕ありたり。

仙臺藩ノ  
御鷹巢山  
御林

御巢子林

二二八三(元和九)年、仙臺侯伊達政宗、茂庭村刈田湯原村論所山中樗平に鷓巢あるを發見し、其巢子を取り、内藤外記をして幕府に獻ぜしめたるが、爾來同地を御巢子林〔註三九〕として巢子守を置き、伐木を禁制したり。二四八九(文政二)年の御普請方御引除山〔註四〇〕中に、佛坂村所在鷹巢山御林は、長さ卅一町横一町に互り、此坪數百廿四萬餘坪に及べり。

盛岡藩ノ  
御鷹山

二三一四(承應三)年二月、盛岡藩は久慈鳥屋村(陸中國九戸郡夏井村内)の内水限山・火石倉山の二箇所は、前々より御鷹山〔註四一〕なるの故を以て伐木を禁止し、二四一一(寶曆元)年五月、三戸郡(陸奥國)留崎村なる岩山へ隼巢懸けしやの趣を申出でたる者ありしが、鷹飛通る所は殊の外草木の葉茂りて確め得ず〔註四二〕とせり。二四六二(享和二)年三月、大槌(陸中國上閉伊郡)御代官所の戸澤御山鷹巢御山、檜木立格別生長、後々御用木にも相成るべしとて、遠野手寄

の村方にて見守〔註四三〕らしむ。



箇所は 前々より御鷹山〔註四二〕なるの故を以て伐木を禁止し、二四二一(寶曆元)年五月、三戸郡(陸奥國)留崎村なる岩山へ隼巢懸けしやの趣を申出でたる者ありしが、鷹飛通る所は殊の外草木の葉茂りて確め得ず〔註四二〕とせり。二四六二(享和二年)三月、大槌(陸奥國上閉伊郡)御代官所の戸澤御山鷹巢御山、檜木立格別生長、後々御用木にも相成るべしとて、遠野手寄

の村方にて見守〔註四三〕らしむ。

高知藩ノ  
巢山  
二三三三(延寶元)年十一月、高知藩は、郡方御定目中に於て、巢山所在地にては放鷹を停止すべき旨〔註四四〕規定せり。

福井藩ノ  
御鷹山  
二三三七(延寶五)年八月、福井藩は、御鷹山近邊の林伐荒しを嚴禁〔註四五〕せり。  
二三六七(寶永四)年十月、宇和島藩は鬼ヶ城深山(伊豫國北宇和郡)の薪取を禁〔註四六〕じ、

宇和島藩ノ  
御鷹山  
二三六七(寶永四)年十月、宇和島藩は鬼ヶ城深山(伊豫國北宇和郡)の薪取を禁〔註四六〕じ、二三九五(正徳五)年九月、同山に本鳥居・鷹つくを加へて三箇所を禁伐〔註四七〕とし、二三九〇(享保一五)年二月、御鷹山へ山奉行等登山の度敷を定めて猥に入込まざるべき〔註四八〕を達し、二四六八(文化五)年六月、沖之島上新山を御鷹山〔註四九〕に編入し、二五二〇(萬延元)年正月、御鷹山たる本鳥居・鷹つく・奥鬼ヶ城三箇所を儀に付、山奉行の伺出に對し、峯通りは深山の事として良材もあるべきに付、濫伐に陥らざる様警むるに止むべきを訓令〔註五〇〕せり。

金澤藩ノ  
御鷹巢山  
二三八五(享保一〇)年七月、鷹巢本の覺〔註五一〕として、能登國鳳至郡なる劔地村長崎・深見村(諸岡村内)長崎・皆月村(七浦村内)かうしり・樽見村(七浦村内)椿原・大澤村(西保村内)たるま・名舟村(南志見村内)七ツ島之内大島・あらみこ竝みくり・龍島及珠洲郡なる片岩村(西海村内)くらさき・仁江村(西海村内)しか浦・鵜飼村(寶立村内)みづき島拾二箇所を書上げ、二四九九(天保一〇)年八月、越中國五ヶ山大勘場村(東礪波郡利賀村内)等五箇所及田向村(東礪波郡上平村内)は、御鷹巢原御縮山の領付村等なるに付、近年威鐵炮指留中なりし處、猪鹿等徘徊迷惑少



山口藩ノ  
鷹巢山

からざるを以て、狩人に打たせ度旨〔註五二〕願出であり、當年限り之を許せり。  
二四三五（安永四）年八月、山口藩長門國豊浦郡向津具下村所在松木立の鷹巢山根浚へを施行〔註五三〕せり。

（備考）二四五四（寛政六）年十二月、高田藩越後國頸城郡（中頸城郡）有田村大肝煎書上〔註五四〕中に『黒姫山、但シ信州野尻山之西ニ有、高田より南之方道法り拾二里、右者御公儀御鷹山ニ而、信州熊坂村之地内、嶺ハ青木、裾ハ雜木之山ニ而南井之瀧ニ續申候』と記せり。

諸藩ノ巢  
鷹山

其他年代は不明なるも、信州上田（上田市）松代（埴科郡）飯山（下水内郡）松本（松本市）小諸（北佐久郡）等の諸藩には、巢鷹の繁殖を計る爲に、伐木を禁止したる諸山〔註五五〕ありたり。而して明治維新後封建制度の瓦解と共に鷹狩の事止み、巢鷹山も其用を全く失ふに至れり。

要約 要するに巢鷹山は、鷹狩と離るべからざるものにして、鷹狩は古來我國上流階級の間に専ら行はれ、近世徳川幕府が其政策上より、治に居て亂を忘れざるは鷹野猪狩なりとし、鷹狩が單に武士の娯樂にあらず、武備の行藏として恰好の嗜みなりとしたる爲、將軍・國主・地頭等の間に倍々盛に行はるゝに至り、随つて其狩獵上唯一の具たる鷹の捕獲と繁殖とに便ならしめん爲、山林巖壑の適地を撰みて本林を仕立てたり。該森林は復た間接に、水源涵養・土砂扞止等の效を助け得たるもの尠からず。樹種は針葉樹あり濶葉樹ありて一定せずと雖、多くは自然生にして、人工植栽のもの亦尠しとせず。何れも禁伐を原則とし、



殖とに便ならしめん爲、山林巖壑の適地を撰みて本林を仕立てたり。該森林は復た間接に、水源涵養・土砂扞止等の效を助け得たるもの尠からず。樹種は針葉樹あり濶葉樹ありて一定せずと雖、多くは自然生にして、人工植栽のもの亦尠しとせず。何れも禁伐を原則とし、

之を犯す者は、相當重き刑に處せられしを以て、其保護比較的充分に行届きたるが如し。

註一 【教令類纂十三】 ○内閣文庫

註二 【武家嚴制錄】 ○同上

註三 【江戸の御林帳書拔】 ○熊本縣人吉町相良子爵別邸  
來ル

註四 【御法令寫二】 ○同上

註五 【覺】 ○宮崎縣西臼杵郡椎葉村椎葉福市氏

註六 【覺書】 ○東京市侯爵徳川義親氏邸

註七 【御法度覺書】 ○同上

註八 【古義下】 ○帝室林野局名古屋支局

註九 【川上村請書】 ○侯爵徳川義親氏邸

註一〇 【御法度覺書】 ○同上

註一一 【市川甚左衛門勤覺書】 ○同上

註一二 【萬日記】 ○同上

註一三 【自享保九年甲辰留帳拔萃】 ○同上  
正月至十二月

註一四 【宮越宿御觸留】 ○同上

註一五 【木曾谷諸事覺書】 ○同上

註一六 【木曾谷雜話】 ○同上

註一七 【御巢山見廻一札】 ○同上  
御留山

註一八 【野火御法度御請印帳】 ○同上



- 註一九 【雙方定書之事】 ○山梨縣北巨摩郡鳳來村上教來石組
- 註二〇 【佐渡年代記卷七】 ○新潟縣佐渡郡真野村山本半藏氏
- 註二一 【飛州御巢鷹出候山ヶ所帳】 ○岐阜縣廳
- 註二二 【御巢鷹一件】 ○岐阜縣大野郡高山町富田豐彦氏
- 註二三 【明和五子年御用留】 ○岐阜縣廳
- 註二四 【富田雜書】 ○富田豐彦氏
- 註二五 【乍恐奉願上候】 ○岐阜縣廳
- 註二六 【御巢鷹一件】 ○富田豐彦氏
- 註二七 【山林沿革史】 ○農林省
- 註二八 【地方演說書乾】 ○岐阜縣廳
- 註二九 【御高札預り書】 ○長野縣下高井郡瑞穂村笹岡宗造氏
- 註三〇 【山林沿革史】 ○農林省
- 註三一 【津輕年表二】 ○弘前市新町岩見常三郎氏
- 註三二 【御家舊典卷之下】 ○同上
- 註三三 【津輕歷代記類二】 ○弘前市津輕伯爵別邸
- 註三四 【陸奥國津輕郡田舎庄板木澤村御檢地水帳】 ○青森縣廳
- 註三五 【享保十八年日記】 ○津輕伯爵別邸
- 註三六 【大館山御林御高札寫】 ○山形縣南置賜郡中津川村小田切鶴之丞氏
- 註三七 【中津川小國郷鑄役控帳】 ○同上

註三八 【山林臺帳】 ○米澤市伊佐早謙氏

○宮城縣刈田郡白石町堀内傳九郎氏



- 註三四 【陸奥國津輕郡田舎庄板木澤村御檢地水帳】 ○青森縣廳
- 註三五 【享保十八年日記】 ○津輕伯爵別邸
- 註三六 【大館山御林御高札寫】 ○山形縣南置賜郡中津川村小田切鶴之丞氏
- 註三七 【中津川小國郷鑄役控帳】 ○同上

- 註三八 【山林臺帳】 ○米澤市伊佐早謙氏
- 註三九 【御領茂庭村御論山御記錄之寫】 ○宮城縣刈田郡白石町堀内傳九郎氏  
刈田湯原村
- 註四〇 【山林方緊要拔萃】 ○仙臺市伊達伯爵邸
- 註四一 【雜書】 ○盛岡市南部伯爵別邸
- 註四二 【岩山之所へ隼巢懸有之様ニ相見得申段訴出申候】 ○青森縣三戸郡留崎村小笠原嘉太郎氏
- 註四三 【御家被仰出丙四】 ○南部伯爵別邸
- 註四四 【御定目寫】 ○高知市坂本久壽氏
- 註四五 【御山方條目】 ○福井市松平侯爵邸
- 註四六・四七 【記錄書拔】 ○宇和島市伊達侯爵別邸
- 註四八 【別錄被仰出部分頭書】 ○同上
- 註四九 【日記別錄在方部分頭書】 ○同上
- 註五〇 【自萬延元年御用場日記】 ○同上
- 註五一 【郡方舊記】 ○東京市前田侯爵邸
- 註五二 【郡方御觸】 ○同上
- 註五三 【先大津豐浦郡番組御賣山其外改被仰付候附調出根帳之寫】 ○萩市毛利公爵別邸
- 註五四 【頸城大槩記】 ○新潟縣中頸城郡有田村横山喜平氏
- 註五五 【舊藩林制大要】 ○農林省



## 六 獵 區 林

**名稱** 從來特別の名稱なきを以て、茲に之を獵區林と名附くるとせり。

**意義** 本林は、鳥獸の狩獵又は禁獵・捕獲禁止等の爲設定せる山林・原野等の一定地域内に於て、保育せらるゝ森林を云ふ。

**(備考)** 獵區としての要件は、狩獵の目的物たる鳥獸の棲息及繁殖に適當なること、即ち文化的施設の殆ど存せざる箇所に於て、森林・原野・溪流・田畑等の配合其宜しきを得るに在り、特に森林は、山鳥には杉・扁柏林、雉には松・竹・雜木林を良とし、尙冬季の食餌用として、檜・樺・エゴノキ等の如き果實を産する箇所を選ぶを例とせり。

**沿革** 我國の狩獵は建國以來行はれ、初めは衣食上の必要事なりしも、後には貴族階級の娛樂若くは講武の用に供せられ、又一部賤業者の職業となし來れり。然るに封建制度の瓦解と共に、舊時代に於る鷹場其他狩獵に關する統制殆ど廢滅し、僅に二五二八(明治元年)四月、<sup>①</sup>布告を以て市中及山野の發砲鳥打を禁止し、犯則者の處分方を達し、二五三二(明治五年)正月、銃砲取締規則を、二五三三(明治六年)正月、鳥獸獵免許取締規則を制定したるに過ぎず。其後屢々改正を行ひたるが、文化の進歩に伴ひ鳥獸の減少又は絶滅せんとするもの尠からざりしを以て、二五四四(明治一七年)十二月、農商務省は鳥獸獵に關する幕府時代の制度及舊慣等の取調を府縣に命じ、二五五二(明治二五年)年十月、勅令を以て狩獵規則を、

狩獵規則

①農務局編狩獵法規沿革

狩獵法

二五五五(明治二八年)年三月、法律を以て狩獵法を發布し、其後二五六一(明治三四年)年四月、二



五年正月、銃砲取締規則を、二五三三(明治六年)正月、鳥獸獵免許取締規則を制定したるに過ぎず。其後屢々改正を行ひたるが、文化の進歩に伴ひ鳥獸の減少又は絶滅せんとするもの尠からざりしを以て、二五四四(明治一七年)十二月、農商務省は鳥獸獵に關する幕府時代の制度及舊慣等の取調を府縣に命じ、二五五二(明治二五年)年十月、勅令を以て狩獵規則を、

①農務局編狩獵法規沿革

二五五五(明治二八年)年三月、法律を以て狩獵法を發布し、其後二五六一(明治三四年)年四月、二五七〇(明治四三年)年七月、及二五七八(大正七年)年四月に各改正を加へて今日に及べり。而して狩獵法の制定後、同法に基き設定せられたる獵區は、國營・道府縣營及町村營等にして、別に御獵場・禁獵區・銃獵禁止區域・捕獲禁止區域あり、是等の區域内には概して獵區林と看做すべきものを有せり。次に其數例を掲ぐるとす。

二五四八(明治二二年)年、京都府下なる雲ヶ畑外六箇村内に京都御獵場を創設せられしも、翌年中止となりしを以て、村民等之を遺憾として請願の結果、二五六五(明治三八年)年九月、愛宕御獵場を置かれ、二五六八(明治四二年)年十一月、獵區を擴張し、京都御獵場と改稱せられたり。本場は面積五千百餘町步、京都市の西北に位し、山嶽重疊して急斜をなせるが、大部分鬱蒼たる森林を成し、丹波・丹後方面の諸山より來集する鳥獸の棲息に適し、鹿・猪・雉・兎等尠からず。本場は其後廢止せられ、其内千六百四拾五町步は、二五八三(大正一二年)年十一月、愛宕郡雲ヶ畑村營に歸せり。

二五八一(大正一〇年)年三月、千葉縣夷隅郡老川村筒森國有林内の面積九百六拾六町步を筒森國營獵區となせるが、該區は夷隅川の一支流、水源地帯の南方を占め、地勢北方に急斜し、西部は帝國大學の演習林清澄禁獵區と接し、其大半は杉・扁柏の人工幼齡林(明治二十四年以後植栽)他は檜・椎・檜・栗等の伐採跡地にして、猪・ヤマドリ・雉・鳩・鴨等の外少數の

①畜産局編狩獵家必携

②京都府山林誌

③畜産局編狩獵家必携

④山林五八七號







ジ等を目的とす。面積二千百七拾九町餘歩にして、内百八拾町歩を捕獲禁止とせり。地況は碓氷峠東面の急峻地、北は國有林、南東は民有林、西は輕井澤の平原地帶長野縣營禁獵區に接し、獵區の北半部は六百五町歩の造林地にして、主として樹齡三拾年以下の杉・扁柏・赤松及少數の樺あり。南半部は土砂扞止兼風致林にして、三拾年乃至百年の檜・栗・

①②山林五八七號

日光國營  
獵區

山毛櫨・雜木生立せり。

二五八六(天正一五)年九月、栃木縣上都賀郡日光町内に於る御料・國有・社寺有・私有の林地九千四百四拾餘町歩を、鹿獵の爲日光國營獵區とせり。同區の上部は主として落葉松なるが、其半は人工林にして榎・白樺亦尠からず、下部は杉の占むる所となれり。鹿は冬期好んで落葉松・榎林に棲息すと云ふ。

矢吹國營  
獵區

同年十一月、雉獵の爲福島縣西白河郡矢吹町を中心とする五箇村内に、三千五拾町餘歩を矢吹國營獵區とせり。其三分の二は山野にして、多少小山様の箇所あるも概ね平原なり。山林原野耕地等交錯し、雉類の棲息に好適の地たり。區内各所に一二町歩宛を蓄養場として、人畜の出入を禁じたる灌木類及萱の叢生地六拾箇所を設置す。

以上の外府縣營町村營等のもの百數拾箇所に達し、尙御獵場・禁獵區・銃獵禁止又は捕獲禁止區域亦尠しとせず。

**要約** 要するに本林に關しては、狩獵法のみならず森林法其他の法規に何等規定せるものなしと雖、事實本林は獵區内に於て生立し、鳥獸の棲息及繁殖の一要件とせらるゝもの尠からず。尙禁獵區内に於ては原生林の保存、名所・陵墓・史蹟名勝地・社寺の風致神聖尊嚴の保全、農牧場・貯水池・水源地・造林地の保護、野火の豫防等の如き目的を有するもの稀ならざるを以て、若し該區内の森林にして植伐に統制なき場合は、啻に鳥獸の狩獵

①②山林五八七號

③畜産局編狩獵家必携



のみならず、禁獵等の各目的をも達成し難きは明かなり。従つて獵區林は、早晚施業上の禁止若くは制限に付、具體的方法を講ずべき性質を有するものなるべし。



## 七 魚 附 林

名稱 魚附林は保安林の一種にして、別に魚寄林・魚附場・小魚蔭林・魚隠林(盛岡)魚著山(仙臺)網代呂山・魚取場山・魚付山(和歌山)或は魚附山・海邊魚附除山・海上網代・海上魚附山・鯨漁場魚附山(山口)定漕林・櫓床山(徳島)網代黒ミ山・黒ミ山(高知)等とも稱へ來れり。

意義 本林は海岸に存置するを通例とす。然れども湖畔若は河邊に設置すると亦稀なりとせず。専ら森林の理水作用により、魚族の生活を安全にし、魚餌を豊富に供給して其繁殖を助け、又は水邊に陰翳を投じて魚族に休憩・避敵・産卵の便を與へ、一面魚族の嫌厭する光線の反射を防ぎて、遠く沖上に遁逃すると勿らしむるを目的として仕立てたるものなり。尙箇所により魚附と同時に潮害防備・防風林等を兼ねたるもの尠からず。

(備考) 二三八七(享保二)年、嚴原藩陶山庄右衛門は其著書(註一)中に『海邊に大木の連なり育、枝葉の厚く茂りては、諸魚の地近く寄來ると言なれば、鰯の引揚の多くなる利あらん』と記し、二四〇七(延享四)年八月、庄内藩鹿野村の植付役彦左衛門父子は、其上書(註二)中に『砂山青山に相成申候は、山の色に彩り、魚岸に寄安く、別而鰯之類近寄ためしに御座候由、海邊之者共咄申候、其子細承申候處に、青山移申候へは、海茂小間(註三)不明故、魚岸に寄安、悉獵有之、五濱中過分之弊に罷成可申與何茂咄仕候』と述べ、二五二〇(萬延元)年、福岡藩の失名氏は其著書(註三)中に『昔ハ浦浦島々ノ山ニ木ヲ植立ラレシ也、樹アル山カゲ海ニウツレハ、魚ノ付ク者ナリ、浦ヲ富サントノ計事ナリ』と記せり。



阿波國里  
浦ノ黒松  
林

沿革

中古、一六〇七一六(天曆)年代、阿波國板野郡里浦・松茂等の海岸諸村に於て、

海上黒み  
懸り林

風潮除を兼ね魚附の用に供する目的を以て仕立てたりと言傳ふる黒松林あり、未だ其確證を得ずと雖、相當古きものたるは争ふ可らず。近世、二四四一(天明元)年九月、徳島藩阿波國勝浦郡小松島町金磯新田の海岸に於て、三拾年前植付けたる松林は、防潮以外更に海上黒み懸り〔註四〕となり、漁事上大に效果ありとせり、又同國勝浦、那賀、海部諸郡の海岸に存在する櫓床山・定漕林の如き、魚附の爲禁伐としたると亦近代に非ざるが如し。

櫓床山  
定漕林  
仙臺藩ノ  
魚著山

二三五七(元祿一〇)年六月、仙臺藩は、桃生郡南北御林牒に魚著山〔註五〕として

『一 魚著山御林

御山守 太 右 衛 門  
肝 煎 甚 九 郎

一 長一町十五間

長ハ峯々山眞中通海縁迄

一 横一町十間

横ハ經島々海縁細道通あちや濱迄

一 松・栗・雜木立、松ハ三尺二三寸廻り以下一尺四五寸廻過ニ薄、栗・雜木細木海淵通能相立

一 東南ハ經島之峯切、西ハあち屋澤切、北ハ海切』

を記載し、二四七六(文化一三年)、陸前國氣仙郡末崎村組合九組より同村碁石崎山に松植立の事あり、其定書中に『松生茂候得は、當村は不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>餘郡餘村迄も漁船廻船共に助り

①②阿波林業會報、阿波藩魚附林の制度

③末崎村史

に罷成候義言語に難<sub>ニ</sub>演盡<sub>ハ</sub>曇り候場所へハ浮魚根付魚共に掛り候物に在<sub>レ</sub>之、其外難風を



能相立

一 東南ハ經島之峯切、西ハあち屋澤切、北ハ海切』

を記載し、二四七六(文化一三年)、陸前國氣仙郡末崎村組合九組より同村碁石崎山に松植立の事あり、其定書中に『松生茂候得は、當村は不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>餘郡餘村迄も漁船廻船共に助り

①②阿波林業會報、阿波

幕領下田  
町ノ御林

に罷成候義言語に難<sub>ニ</sub>演盡<sub>ハ</sub>曇<sub>リ</sub>候場所へハ浮魚根付魚共に掛り候物に在<sub>レ</sub>之、其外難風を相凌申義に御座候得は、實に爲<sub>ニ</sub>下々之<sub>ニ</sub>相成事に有<sub>レ</sub>之』として、航行目標・防風の外に魚附上の効果を認めたり。

二三七三(正徳三年)五月、幕領伊豆國下田町(賀茂郡)海岸に於る下田御林伐採の議あるや、同町民は該林を以て下田町の防風等に必要なるのみならず、漁魚上の關係にも亦尠からざる影響あるものなりとして請願する所あり、之が爲永々禁伐の建山(註六)として存置せらるゝこととなり、其後同林伐採の計畫ある都度、同町より反對の意見を上陳(註七・八)して、大に該林の保存に努めたるは前々章に於て記述せしが如し。

盛岡藩ノ  
魚寄林

二三九六(元文元年)八月、盛岡藩は、宮古御給人下役の新田場所を取上げ且役目を免ぜるが、是れ新田普請場亂杭突出し等を敢てし、魚寄に障あらしめたる爲にして『惣而漁場之儀、山林之様子ニ隨、諸魚寄集、立林之□□かけひなた次第ニ寄、諸魚集寄候之事、其處之者老人など委可<sub>レ</sub>存儀故、其案内を被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>聞届<sub>ハ</sub>新田場所杯ニ決而不<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>差出<sub>ハ</sub>候筈之御儀』(註九)とせられしによれり。同年十月、藩は宮古代官に對し、海邊山林を魚獵の爲保育せしむる様(註一〇)心懸くべしと令達し、二四六七(文化四年)十二月、陸奥國閉伊郡(陸中國上閉伊郡)大樋通の釜石浦内濱通へ御給人某願杉植立は、浦方漁業の助(註一一)たるものとして之を容れ、二四七〇(文化七年)年十月、釜石浦海岸通りへ杉植立の願(註一二)をも許せり。該通りは諸



木林無く曇薄き爲、漁事の節、網見え鯛網外へばかり散り、魚溜とならざるに付、海岸筋小道拾里餘の箇所を松悪木雜木立林とすべく、先年小川某杉植立に著手せしが、一通りの植立にては岸曇許にて一體の曇とならず、魚溜に宜しからざるを以てなりとせらる。尙北郡田名部(陸奥國下北郡)方面の海岸なる羅漢柏林〔註一三〕を特に保育せしめたり。

山口藩ノ  
魚付網代  
場

海邊魚付  
除山  
鯨漁場魚  
付山

二四〇三(寛保三)年二月、山口藩は、御立山中三箇所町數八町五段は、魚付網代場として、抜切等せば漁人の妨となるに付、御賣山より差除〔註一四〕きたり。二四三五(安永四)年三月、先大津豊浦に海邊魚付除山六箇所、町數一町一段七畝あり、又鯨漁場魚付山として松苗松實を仕付〔註一五〕けたるものあり。即ち

『一 熊頭山三反

向津具上村

但松立

〔天明三年ノ地江戸御園山ニ被ニ仰付ニ候事〕(朱書)

一 河原線山一反

同 村

但松

右二山之義ハ、鯨漁場魚付山ニ而、御採用相成候而ハ魚付ニ相障り候由ニ而、前々番組山之外、御立山採用被ニ仰付ニ候節モ、其節出張之御役人様へ強而御斷申出被ニ差除ニ來候分』と記さるゝもの是なり。

和歌山藩  
ノ魚附山

二四一三(寶曆三)年、和歌山藩に於ては、漁事障の爲、浦方なる山林の濫伐を禁止し、以て



右二山之義ハ、鯨漁場魚付山ニ而、御採用相成候而ハ魚付ニ相障り候由ニ而、前々番組山之外、御立山採用被ニ仰付候節モ、其節出張之御役人様へ強而御斷申出被ニ差除一來候分』と記さるゝもの是なり。

和歌山藩ノ魚附山

網代呂山魚取場山

彦根藩内ノ魚附林

中村藩ノ海岸筋植木

宇和島藩ノ網代黒み林

二四一三(寶曆三)年、和歌山藩に於ては、漁事障の爲、浦方なる山林の濫伐を禁止し、以て諸木の生立ち黒みを成さしむべき(註一六)を達し、又年代不明なるも熊野地方なる太地勝浦(紀伊國東牟婁郡)に古來魚附林あり、カシ・シヒ・タマガス・クロガネチ等の外、黒松より成立せるものにして、曾て一枝も之を折らず、若し犯す者あらば、村外に放逐するの慣習を有せりと言傳へ、木本町(紀伊國南牟婁郡)方面にも、網代呂山・魚取場山・魚付山と稱せらるるものあり。

二四四三―七(天明三―七)年代、彦根藩近江國蒲生郡奥島(島村内)なる禿山に對し、藩士日下部内記は、特殊の方法により植林に著手し、苦心の結果遂に蒼然たる魚附林(註一七)を成し、漁獲豊富となりて頗る漁民の福利を増進するに至れり。

二五〇六(弘化三)年二月、中村藩は『海岸筋植木の儀は、第一田畑竝人家潮風除且つ御軍用の爲なりと雖、復た海水淡く其上海深相成候故魚類多く寄る』とし、魚附林の設置に付て令達を發せり。

(備考) 二五〇四―七(弘化)年代、同藩の紺野文太左衛門は、御領分中潮風除の次第中に『又近頃濱之不漁なるも、全體魚も物かげに安ずるの一理にて、海岸に近く木立有之、其外人勢盛なる土地へは魚もより集り、木かやもなく渺々たる沙濱は、魚無少不漁成ものと申し候』と述べたり。

二五一六(安政三)年四月、宇和島藩は、伊豫國北宇和郡遊子浦(遊子村)御立山の魚見差支場所

①木の國山林時報五十五號

②③福島縣林政紀要藩政篇



の伐拂を許〔註一八〕せりと雖、其後沖之島御山の松林〔註一九〕の如き、漁獵の爲濱手通三拾間を網代黒みとして立残さしめ、外海浦内久良浦御山内御臺場迄の箇所<sup>①</sup>の如きは、濱手分を悉く禁伐〔註二〇〕となすに至れり。

秋田藩ノ  
魚附林  
高知藩ノ  
網代黒み  
山

以上の外沿海の諸藩は、到る處に魚附林を設置〔註二一〕し、秋田藩北浦港〔羽後國南秋田郡北浦町〕日枝神社背後の山王林、高知藩幡多郡〔土佐國〕に網代黒み山〔註二二〕等あり。

而して明治維新の際、其多くは保安林として保存せられ、爾後多少の増減を免れざりしも、二五九一〔昭和六〕年全國を通じて箇所二五、二〇八箇所、面積四八、二四五町歩を算し、之を拾年以前に比すれば、箇所二、一九九箇所、面積九、九九四町歩を増加せり。

**要約** 要するに、帝國の地形は、海岸線の延長七千五百里に互り、三拾里以上舟筏を通じ得る河川四拾九、周圍四里以上の湖沼四拾二に及び、最も魚族の繁殖に適し、國民は之を食糧とし肥料として生活上缺く可らざるものなりしを以て、建國以來漁撈自然に發達し、延て森林と魚族との關係は夙に認識せられ、魚附林の如き既に上代に於て、海岸は勿論河川湖沼等の漁獵場附近に保存又は新設せられたるもの多かりしが如し。而して概して前代人は、魚附上森林の効果を森林の陰翳に在りとしたるもの、如く、樹種は海岸に在りては、海上に黒みを與ふる黒松・ヤマモモ・ウバメガシ等を以てせり。唯河川等に於る場合は、雜木林を主とせる傾向あり。蓋し陰翳以外に理水・食餌等の効果關係を認めたるによるも

①北浦漁港案内記

②漁業ト森林トノ關係調査

のなきにあらざりしが如しと雖、畢竟是れ近代の思想によるものにして、彼の岐阜縣下揖



川湖沼等の漁獵場附近に保存又は新設せられたるもの多かりしが如し。而して概して前代人は、魚附上森林の効果を森林の陰翳に在りとしたるもの、如く、樹種は海岸に在りては、海上に黒みを與ふる黒松・ヤマモモ・ウバメガシ等を以てせり。唯河川等に於る場合は、雜木林を主とせる傾向あり。蓋し陰翳以外に理水・食餌等の効果關係を認めたるによるも

のなきにあらざりしが如しと雖、畢竟是れ近代の思想によるものにして、彼の岐阜縣下揖斐川上流の荒廢を復舊して、鮎の繁殖を圖れるが如きは其一例なり。

註一 【農書輯略】 ○長崎縣下縣郡嚴原町宗伯爵別邸

註二 【來生文書】 ○山形縣東田川郡清川村齋藤圓次郎氏

註三 【山林古老傳中】 ○福岡市黒田侯爵別邸

註四 【多田文書】 ○德島縣勝浦郡小松島町多田宗太郎氏

註五 【桃生郡南北御林牒】 ○青森營林局

註六・七・八 【下田年中行事二十三】 ○静岡縣賀茂郡下田町役場

註九 【刑罪諸士二】 ○盛岡市南部伯爵別邸

註一〇 【御家被仰出三ノ二】 ○同上

『海邊山林之儀御山奉行申談、立林漁之ために相成候様心懸肝煎候條、御給人・御與力・刀差・船頭・水主并百姓共兼而心得居候様、具可レ被ニ申渡置候』

註一一・一二 【雜書】 ○同上

註一三 【原始風土年表二】 青森縣下北郡大畑村林源藏氏

『⑤南部卅三代大守源利視侯御下濱と稱し、須幸釣命の間に、松前海岸は諸木の枝葉水上にも覆茂れるより魚鱗群來と聞ふれはとて、此邊の海岸にも檜の稀に有つるを殊にいたわらせしと也、其檜は、鈎岨也、盜坂等に文化の今も茂残り、然に新町の眞直なること並木の如しと玉ひしにそ木並下との異名あり』

註一四 【二拾番山御書附】 ○萩市毛利公爵別邸



註一五 【先天津豊浦郡番組御賣山其外改被仰付候附調出根帳之寫】 ○毛利公爵別邸

註一六 【寶曆三年讀聞書寫】 ○編者

『浦山方在々山林伐荒し、浦方は別て伐荒し、草野山に致し、諸木生立不<sub>レ</sub>申所も有<sub>レ</sub>之趣候、右は漁事にも障り或は稼にも相成不<sub>レ</sub>申事候、能々相心得、此上隨分生立黒みに成(下略)』

註一七 【功績者内申書】 ○滋賀縣彦根町彦根圖書館

註一八 【山方之事浦方】 ○宇和島市伊達侯爵別邸

註一九・二〇 【御用場日記】 ○同上

註二一 【福島縣林野史材料】 ○福島縣廳

註二二 【幡多郡禁伐林】 ○高知縣廳



## 章九 軍事的林系

本林系に屬するものとしては、城林・要害山・關所林及海防林を擧ぐるを得べし。而して各林とも上古に其徴なきにあらざると雖、稍具體したるは中古、城林・關所林にして、近古、海防林・要害山に在るが如し。

(備考) 攻守は、神代以來今日に至るまで其跡を絶たず。攻はセムル、守はマモルにあり。守るには敵の攻術をも豫め測り置くの要あると共に、守る爲の施設をなし、之を敵に知らしめざるの用意を缺くべからざるものとす。上古、一三〇二―四(皇極天皇)年代、蘇我蝦夷父子池を穿ちて城の形を造りたるを始めとし、中古、一三三二―一三三一(天智天皇)年代、外寇に備ふる爲諸國に陣法を習はしめ、一三五三(持統天皇七)年陣法博士を置く。降つて、近古戰國時代に入り武器戰術發達し、徳川時代其方法全く整備せり。



# 一 城 林

**名稱** 舊時代に於ては部シモの植物ウエモ(弘前)部シモ葎植物ウエモ(佐賀)御裏林ウラヤシ・御城林シロヤシ(仙臺)御城山林シロヤシ・御城附林シロヤシ(秋田)御城山シロヤシ(會津・名古屋・佐賀・嚴原)御城近畔林シロヤシ(佐賀)と稱せしが、明治維新後城郭の多くは破壊せられ、城址の森林は概して城山と呼べり。

**(備考)** 上古に於ては、防禦の中心の一として樹林を利用し、文化稍進みし頃と雖、尙樹林に據て戦ふ場合多く、若し樹木なきときは、邊境等に柵木を樹ゑて防備用とし、之を名けてキキと稱せり。キキは木材又は樹木の意を有し、後世土壘を造り、城郭を築くの域に至りても、同じくキキ(樹)又はシロシロ(代用物)と云へり。

**意義** 城林は、城飾りの風致を兼ねることなきにあらざるも、本來は土壘又は城郭及其附近を掩護して、構内に侵入又は透見せしめざるを主なる目的として仕立てたるものにして、現代に於ても戦闘特に防禦用としての價値を失せず、就中飛行機の發達に伴ひ、要塞等に於ては其必要倍々増加せるが如し。

**(備考)** 二四五(寛政四)年七月、米澤藩の諮問に對し丸山半六は『一シホデ御城内外御堀際へ御植立ハ相成間敷哉、二丸馬場柵之代りなどニ植立候事くるしくも有レ之間敷様ニ存候』と答申(註一)せり。

**沿革** 上古神武帝①、磯城八十梟帥を討ち給ひし時、作レ城處を城田と云ひ、又御製に『うた  
城田  
山イナサノ  
(宇陀)のたかき(高城)に』『たゝ(楯)なめ(並)て、いなさのやま(大和國宇陀郡山路村の上方と云)の、こ

のまよも(樹の間從)、いゆ(行)きまもら(候)ひ、たゝ(か)戦へは』とある等より城と樹木との關



(備考) 二四五(寛政四)年七月、米澤藩の諮問に對し丸山半六は「一シホヂ御城内外御堀際へ御植立ハ相成間敷哉、二丸馬場柵之代りなどニ植立候事くるしくも有之間敷様ニ存候」と答申(註一)せり。

城田  
イナサノ  
沿革 上古神武帝、磯城八十梟帥を討ち給ひし時、作<sub>レ</sub>城處を城田と云ひ、又御製に「うた  
(宇陀)のたかき(高城)に」た、(楯)なめ(並)て、いなさのやま(大和國宇陀郡山路村の上方と云)の、こ

①日本書紀、古事記

營城監

山城國

春日城山  
ノ禁伐ト  
伐採

佐渡國羽  
茂城四圍  
ノ鬱林

のまよも(樹の間從)、いゆ(行)きまもら(候)ひ、た、か(戰)へは」とある等より城と樹木との關係を推察し得べく、中古、一三二七(天智天皇六)年十一月、高安(大和國)屋島(讚岐國木田郡)金田(對馬國)の諸城を築き、一四三二(寶龜三)年、營城監なる臨時職を設けて、所々に築城の舉ありし如きも、何れも天然の形勢に據りて土の垣と堀とを造り、其周圍に樹木を植付けたるのみなりしが如し。又山城の國の體たる、山打圍みて自然の城郭をなせるが故に、一四五四(延暦一三)年、桓武帝遷都あり「此國山河襟帶自然作<sub>レ</sub>城、固斯形勝可<sub>レ</sub>制<sub>ニ</sub>新號、宜<sub>下</sub>改<sub>ニ</sub>山背國<sub>一</sub>爲<sub>中</sub>山城國」とて、山背を改めて山城の字を用ひしめ、此國四邊の樹木を禁伐とせられしも此意なりしなるべし。近古、鎌倉時代に入りても、臨機に堡塞等を設くるに過ぎず、室町時代の末葉戰國となり、漸く各地に城郭を常設して自衛に備へ、爾後銃砲渡來してより築城法も一變して西洋式を採るに至り、築城の事盛大を加ふると共に、掩護物として樹木の利用亦大に考慮さるゝに至れり。而して二二二〇(永祿三)年八月、越後國上杉景虎は、桃井右馬助に在陣留守中の掟を與へたる令條中「城山竹木不可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>剪採<sub>一</sub>事」と規定して、春日山城(中頸城郡)の要害に竹木の缺くべからざるを指示せるが、二二五八(慶長三)年四月、堀秀治の入國するや、特に該城山の竹木を伐採(註二)して木の茂なからしめたりと傳ふ。二二四九(天正一七)年六月、上杉景勝佐渡國羽茂城(佐渡郡羽茂村内)に押寄せしが、四圍山林繁茂し、城内顯はるゝことなく、只旌旗の閃き見ゆるのみなり、此間城主對馬守高貞は、要害嚴く

①②續日本書紀 ③日本城郭誌總論 ④上杉謙信傳



佐渡國東  
福城堀内  
外ノ常磐  
木

金澤城附  
近野田山  
ノ樹林

彦根城郭  
内ノ樹藝

米子城竹  
木ノ禁制  
福岡城ノ  
土手松

備へ、城迄の山谷つまりつまりに大木を伐倒し、駈引を不自由に仕成し得たるは、一に該林が能く城内を掩護〔註三〕したるが爲なりとせられ、又同國の東福城〔註四〕も外堀廣く城を廻り、山水漲り、落せば水紺にそみて深底知れず、堀の内外には常磐木の茂り深く、奥ふりて顯はるゝ事もなかりしを以て、輒く寄がたきこと當國第一なりしと云へり。一二五二（文祿元）年、前田利家金澤城築造に際し、城の南に位する野田山は、樹木を繁茂せしめざる様命じたるに、利長の時代に入り却て之を繁茂せしめ、綱利の代に至り又復之を伐採〔註二〕せしめたるは、前記春日山城に於ると同一轍に出でたるものとせらる。

近世江戸時代に入り、一二六三（慶長八）年、彦根城建築に當り、全山の形勢を變換する爲、城郭に樹藝し、從來存立したる天守閣の傍なる大杉・鐘郭ツネノの木櫛等モウシノキを保存すると共に、諸國より竹木を移し來り、城内の松の如きは諸士に課して植ゑしめ、特に松は伊豫・土佐産のものを充用〔註五〕し、其他軍用を兼ねたる樹種尠しとせず。一二六九（慶長一四）年八月、伯耆國米子城主松平伯耆守忠一缺國となりし際、幕府は令條中に「猥不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>伐採<sub>一</sub>候事」として城山を保護せしめたり。一二五六―七四（慶長）年代、福岡城の築かれしとき、土手に松〔註六〕を植ゑたり。

（備考）一二二〇（萬延元）年、福岡藩の失名氏は其著書〔註七〕中に「城地ニナル山ノ事、一峯乃山ヲ男山、二峯ノ山ヲ女山ト云フ、或ハ大山ニ山連峯、陰ノ山・陽ノ山・生山・死山ナド云事有、左レ共畢竟水糧道ヲ以テ根元トスベシ、後ニ大

山ヲ抱テ遊地トシ、前手大河・嶮岨等ノ要害有テ、敵ノ爲ニハ寄ヲ堅ク攻難ク味方有餘ノ壘地有テ謀計ノ機等モ出ス



て城山を保護せしめたり。二二五六一七四（慶長）年代、福岡城の築かれしとき、土手に松〔註六〕を植ゑたり。

（備考）二二五二〇（萬延元）年、福岡藩の失名氏は其著書〔註七〕中に「城地ニナル山ノ事、一峯乃山ヲ男山、二峯ノ山ヲ女山ト云フ、或ハ大山ニ山連峯、陰ノ山・陽ノ山・生山・死山ナド云事有、左レ共畢竟水糧道ヲ以テ根元トスベシ、後ニ大

①朝野舊聞哀稿

山ヲ抱テ遊地トシ、前手大河・嶮岨等ノ要害有テ、敵ノ爲ニハ寄テ堅ク攻難ク、味方有餘ノ壘地有テ謀計ノ機等モ出スヘキ山ヲ城地トスヘシ、孤峯ノ巔、嶮岨ヲ便タル城ハ、大概皆取出ノ城ニシテ、後詰ノ勢ヲ頼モノ也、手ノ廣カリテ大義ヲ起スヘキ謀ニアラス」と記述せり。

二條大坂  
江戸三城  
竹木禁伐

秋田藩横  
手ノ城附  
山林

二二八四（寛永元）年正月、二條・大坂兩城の修築、二二九六（寛永一三年）正月、江戸城の改修に際し、竹木の濫伐を制止せり。是れ城林の喪失せんことを虞れたるものなるべし。

二二三四（延寶二年）、秋田藩は横手（羽後國平鹿郡）の城附山林の取立役を設置〔註八〕せり。同林は元關根村の郷山なりしを引上げたるものにして、此年戸村某の擔任とし、二四五八（寛政一〇年）〔註八〕郡方に、二四六五（文化二年）〔註七〕木山方に移せしが、二四六七（文化四年）三月、諸訴諸願は林取立役に、山中植立は從來通り扱はしむること〔註九〕とせり。二四七〇（文化七年）九月、戸村某の同上御林内三箇所に五ヶ年間杉拾五萬本注進植立願に對し、二箇所は障ありとして一箇所のみを許せり。二四七一（文化八年）五月「格別譯有レ之、御城付山林ニ被ニ立置候事ニ御座候得は」とて、松脂搔の議を中止せしめ、二四七二（文化九年）正月、同山内に先年來の草飼通路を許したるも、同時に青木は勿論木柴に障らざる旨、横手町請書中に明記せしめたり。

佐賀城附  
近並内  
竹木植  
繼

二三五一（元祿四年）九月、佐賀藩に於ては、特に城の近邊に在る畔林の竹木を濫伐せざるは勿論、城の方を見通すことなからしむる様、若し枯損等あらば直に植繼〔註一〇〕ぐべきを命

①寛政日記増補

②政柄秘記二



じ、二四九四(天保五)年十月、令達して郭内外要害の葎蕪繁茂の爲、役々巡見して濫伐を制止する外、見透の所へ植繼(註一)がせ、二五二一(文久元)年三月、屋形裏門馬場筋手薄かりしを以て、見透かされざる様樹木を植立(註二)てしめたり。

高田城要  
害ノ苗木  
植付並禁  
伐

二四三五(安永四)年八月、高田藩は城要害に苗木等(註三)を植ゑ、二四四一(天明元)年七月、御城後御要害等の爲、勘左衛門新田村請書(註四)中に、關川通は、國役御普請所にて、別て柳堤より桶水門先出丸神明後稻田御橋上川西は御城後御要害地、面々御普請所、猥に徘徊罷成らず、且川縁通りは先年苗木植置かせられしにより御普請所杭株等に相障り申間敷、竝御立林枝木柳かや下草等に至迄伐苜堅仕間敷旨、前々仰渡の通り彌相守るべしと記さしめ、同年九月、出丸御藏番等よりも同様請書(註五)を徴し、二四四五(天明五)年七月、藩は『此邊川筋ハ國役御普請所並御城御要害之地面ニ付、苗木等植置候、右御普請所打杭等ハ不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>沙汰、苗木茅草等ニ至るまで堅ク伐取り申間敷候、勿論御要害場ニ候條、殺生之儀堅無用たるへく候、萬一場所柄をも辨へず猥之儀有<sub>レ</sub>之ニおゐてハ、見附次第召捕候筈ニ候、此旨堅ク可<sub>ニ</sub>相心得<sub>一</sub>者也』(註六)と令せり。

岡山城堀  
端土手ノ  
竹木禁令

二四六二(享和二)年六月、岡山藩は、御堀端土手筋は御要害の地なるを以て、竹木等私に伐取ることとは勿論相成らざる義なるに、往々心得違の族もあるやに風聞するが故、此後屹度取締るべきを觸出(註七)せり。

人吉城廻  
竹木ノ直  
寸禁

二四六七(文化四)年十一月、人吉藩は、本城は勿論總て郭中の山林等を常々注意せしめ、若



岡山城堀  
端土手ノ  
竹木禁令

此旨堅ク可ニ相心得ニ者也〔註一六〕と令せり。  
二四六二(享和二)年六月、岡山藩は、御堀端土手筋は御要害の地なるを以て、竹木等私に伐  
取ることとは勿論相成らざる義なるに、往々心得違の族もあるやに風聞するが故、此後屹度  
取締るべきを觸出〔註一七〕せり。

人吉城廻  
竹木ノ禁  
伐竝植付

二四六七(文化四)年十一月、人吉藩は、本城は勿論總て郭中の山林等を常々注意せしめ、若  
し城廻の山林にして見透となるは伐取を禁じ、城外より見透となるは諸木を植付けて生育  
せしめたり、固より城内山林へ私に徘徊し、落枝等の拾取をも許さざるを令達〔註一八〕せり。

弘前城廻  
ノ竹木植  
付

二四七九(文政二)年、弘前藩は本城廻竝郭廻其他所々に唐竹・杉・栗を植付〔註一九〕けしむ。  
(備考) 二五三〇(明治三)年、弘前藩藤田貞元の著書〔註二〇〕中左の如き記述あり。  
『御城郭古へと替る所有を、ヶ條立にて左に記

(中略)

- 一、北の丸御建神の所の御堀きは、古へは植木繁り、是を蒔の植物と申、今も木御座候得共、薄立にて見へ透き有、  
一二ノ丸御馬屋・同供侍腰懸はかさしと申
- 一、西の郭北の方土居きは、植木多く有し者、北の丸坂を蒔みし爲也とそ、同南の方武者屯坂をりきは同前植木有  
しを、近年切拂ひ候故、下馬屋より坂の出入見すく夏

(中略)

- 一、御本城御裏土居に古へ植木多く有しは、第一御殿を蒔む爲、第二西嵐を防、第三土居を強く持爲なりしを近年  
切拂ひ、どふれん等を植し事

(中略)

- 一、同(三ノ丸)御屋形北の方に空地有て、植木繁りしを、近年御庭に仕し事

(中略)

- 一、四の郭御鷹部屋の後、古へ竹木多く繁りしを、近年御座に仕り、其上中仕切小土居を取拂ひ、西御竹長屋取拂



ひし夏

一、二、丸・三、丸・四、北、何れにも、古へ御家中屋敷有しを 神慮にて御家中屋敷を御郭外へ移し、惣土居には杉を植、惣御郭往來御用地の外は仕切に小土居仕り、其内には竹木多く御仕立之所、近年に至りては風折れ枯木等御座候ても、別木御仕立等なかりし事』

二四九〇(天保元)年三月、盛岡藩は、御丸の内にて見透きの箇所へ松を植立(註二二)てしむ。

二五一〇(嘉永三)年八月、會津藩は、曩に猪苗代城山へ藩士某の願により植付けしめたる杉木を、手入れし兼ねて返納し度しとの申出を聞届け、山役をして手入(註二三)せしめたり。

二五〇八一三(嘉永)年代、仙臺藩に於ては、城續にして御裏林と通稱する城林七箇銘あり、禁伐として一箇銘毎に臺場(註二三)を設け、近山横目及山守等日々巡視して非常を戒め、木葉判を携帯する者の外入山を禁止(註二四)せり。

其他明石藩(註二五)を始め全國の大小城は、何れも築城と共に樹木を以て備の一とせざるはなかりしが、明治維新後城郭の破壊と共に、久しく隆盛を極めたる此種城林も、多く喪失するに至り、唯纔に弘前・金澤・姫路・熊本等の城址に昔日の面影を遺すに過ぎず。

要約 要するに城林は、建國以來戰鬥と共に漸次發達し來り、安土桃山時代以降更に其設置を促進し、江戸時代に入りては、其蒼蔚たらざるは城にあらざるの觀を呈し、森は守なりとの信念の下に一城毎に之を設置せざるは無く、世の泰平となるや、軍事的關係より

盛岡城丸  
ノ内ノ松  
植立  
會津藩猪  
苗代ノ城  
山  
仙臺城ノ  
御裏林ノ

は、寧ろ風致的要件を主眼となせしなるべきが、維新近くとなりては、一百八拾一城悉く



失するに至り、唯纔に弘前・金澤・姫路・熊本等の城址に昔日の面影を遺すに過ぎず。  
要約 要するに城林は、建國以來戰鬥と共に漸次發達し來り、安土桃山時代以降更に其設置を促進し、江戸時代に入りては、其蒼蔚たらざるは城にあらざるの觀を呈し、森は守なりとの信念の下に一城毎に之を設置せざるは無く、世の泰平となるや、軍事的關係より

は、寧ろ風致的要件を主眼となせしなるべきが、維新近くとなりては、一百八拾一城悉く城林を以て彩れり。其樹種は概して松・杉・扁柏・檜・竹等なるも、産物利用を兼ねて仕立てられし城林は、塀・柱・柵・逆茂木として強き青木類又は食物となるべき栗・柿、薪藁となるべき皂莢樹（ソイカチノキ）（籠城薪盡くる時の用に供す生木にて能く燃ゆ）等を撰みたるものあり。而して本林は、所謂城郭に於るは多く喪失せりと雖、現代尙兵事必要あり。

註一 【樹蓄建議衆評】 ○米澤市上杉伯爵別邸

註二 【混見摘寫卷七】 ○石川縣廳

『 野田山茂之事

綱利公御代、金澤近所、野田山の茂り、大形切絶し候事、世上いかゞの損徳といろいろ考有之、御先祖利家公は野田山を茂らす間敷と被仰、利長公は右の山茂らせ給ふと也、依之家老衆斗とのへ、利長公より利家公御軍法可然とてきらせ給ふと云々、是に付咄有之、越後春日山近所の山悉く茂り有之處、堀左衛門殿越後拜領入國に付、家老堀監物申付て大形切す候故に今木茂なし、然は其先謙信・景勝の時木茂りたるは軍法あしき歟、其奥意を聞に、謙信・景勝の時分は久敷家故一揆の氣遣無之、自然他國より敵來る時見きられすしてよき也、又堀左衛門殿は入國初故一揆の氣遣有、然は四方を見きるによき故切給ふ也、權現様味方原合戰以後、右味方原茂り有は合戰有ましき所に木なき故也とて、其後木を植給ふと也。

註三・四 【佐渡年代記卷一】 ○新潟縣佐渡郡真野村山本半藏氏

註五 【彦根藩公益私記寫】 ○滋賀縣廳

註六・七 【山林古老傳中】 ○福岡市黒田侯爵別邸

章九 軍事的林系 一 城林



日本山林史保護林篇

- 註八 【平鹿雄勝郡運上山繪圖】。○秋田營林局
- 註九 【六郡木山方以來覺五】。○同上
- 註一〇 【元祿四年光茂様里山方竝道屋敷方寫】。○佐賀市鍋島侯爵別邸
- 註一一 【明和六年仰出控】。○長崎縣立圖書館
- 註一二 【鶴田十郎兵衛外三口達書】。○同上
- 註一三・一四・一五・一六 【萬年覺】。○高田市庄田稻美氏
- 註一七 【土壤山林竹木取締並訴訟拔書】。○岡山市池田侯爵別邸
- 註一八 【御法令寫三】。○熊本縣人吉町相良子爵別邸
- 註一九 【諸木并植付場所調帳】。○青森縣廳
- 註二〇 【古老祕傳集】。○弘前市新町岩見常三郎氏
- 註二一 【御植立留】。○巖手縣廳
- 註二二 【續日記類寄續編一二四】。○福島縣若松市若松圖書館
- 註二三 【山林方緊要拔萃中】。○仙臺市伊達伯爵邸
- 註二四 【舊仙臺藩山林制度問答筆記】。○宮城縣廳
- 註二五 【舊藩林制大要】。○農林省



## 二 要害山

名稱 舊時代に於ては、之を館山・立山・建山・國かくしの部(弘前)内御林(二本松)要害山・不入山(幕領・岡山)裏山(津)高み入らずの地(嚴原)等と稱せり。

意義 城郭の所在地にあらざるも、軍事上樞要とする箇所にて仕立てたる森林を云ひ、現代に於ても、要害地としての箇所は大に昔時と異なるべしと雖、此種森林の缺くべからざるは、舊時代と殆ど同じきが如し。

(備考) 要害林は水源涵養又は鹿倉・關所・海防等の用を兼ねたるものあり。

沿革 近世、二二三二(元龜三)年十二月、徳川家康は味方原(遠江國濱名郡三方原村中心)の合戦

味方原ノ  
植樹

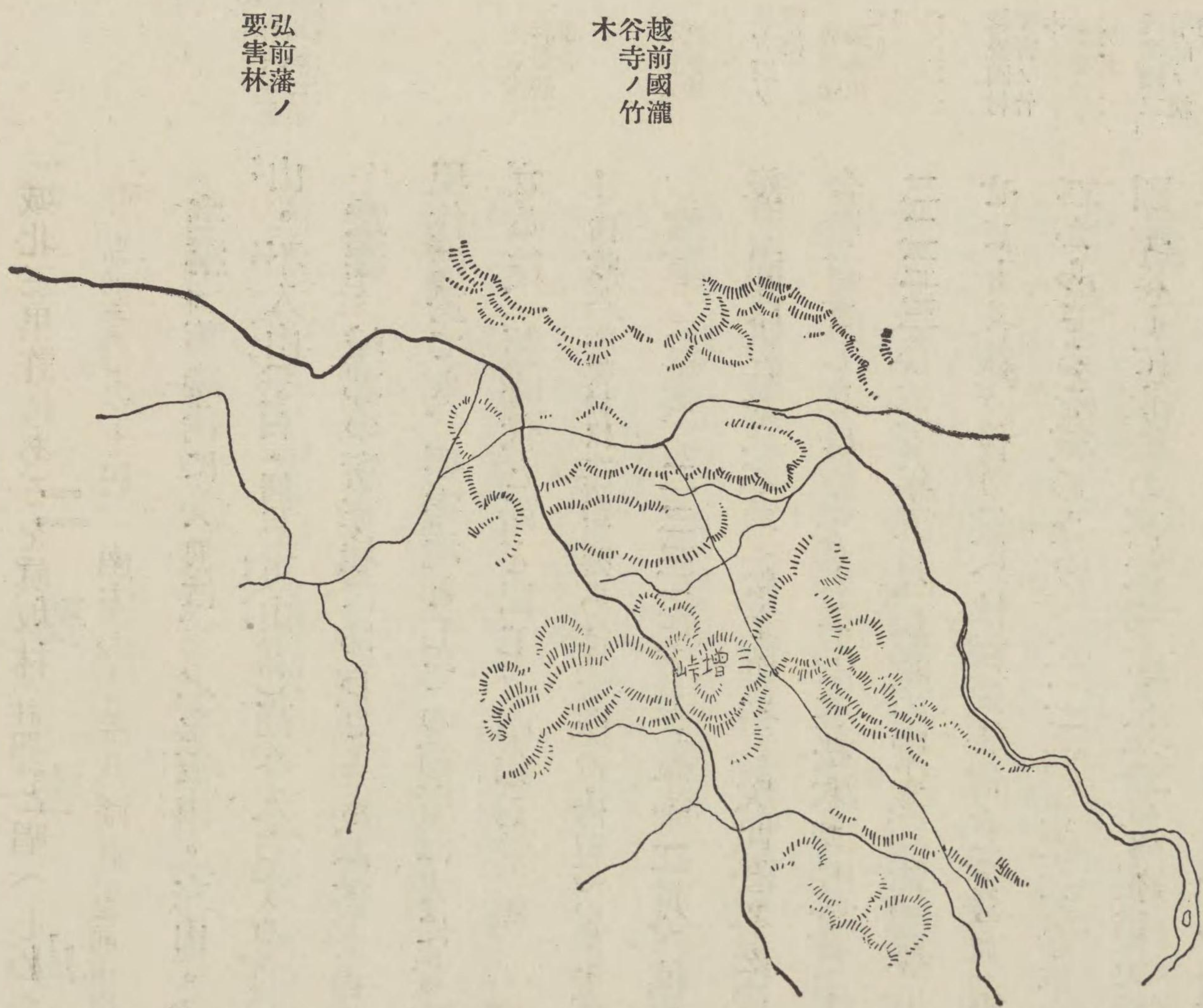
後、同原の無立木地たりしは、該合戦の原因をなせるものなりとし『味方か原茂り有は、合戦有ましきに』註として、其後木を仕立てしめたりと云ふ。

越後國村  
要害ノ竹  
木

二二三三(天正元)年五月、越後國上杉謙信は、河隅・庄田の兩人に與へたる書中『竹木伐らせましく候、伐り候へは村要害尙々手淺に見なすものに候』と記し、要害上竹木の濫伐すべからざるを戒めたり。二二五〇(天正一八)年七月、徳川家康は小田原を發し、甲斐相摸の國境にして永祿の舊戰場なる三増峠(相摸國愛甲郡中津村北西)を遙に覽て云らく『彼山森々たらざるの故を以て、信玄備を疊て押し通り、輒く北條勢を討ち破れる所以なり、彼山敵國の

①上杉謙信傳





三増峠位置圖

境なれば、北條は豫て油斷すべからざりしに、彼の家武備蠱略にして、年來林と成し置かざりし爲、遂に敗軍に及べり、若し雜木を植ゑ込み在りしならば、敵備を設くること豈易からんや、今より此山に木を植て森々と成すべし』〔註二〕とて、安藤彦兵衛等に命ずる所ありたり。

二二三三—一五一(天正)年代、越前國守護朝倉孝景(彈正左衛門尉)は、敵くろみに付て陣取るべき風聞により伐採せられんとする三國町(坂井郡)瀧谷寺の竹木〔註三〕に付て注意する所あり。

近世、二二七—一(慶長一六)年、弘前城の築かるゝや、城の外屏として南北及木造地方に館山又は建山・立山と稱する森林を仕立て、城南一里許にあるを柏木建野、

弘前藩ノ要害林

越前國瀧谷寺ノ竹

城北三里許にあるを眞坂林〔註四〕と唱へしめたり。尙弘前の要害として、土淵川の水源茂森



近世、二二七二（慶長一六）年、弘前城の築かるゝや、城の外屏として南北及木造地方に館山又は建山・立山と稱する森林を仕立て、城南一里許にあるを柏木建野、

青森等臺  
場脇松植  
付

城北三里許にあるを眞坂林〔註四〕と唱へしめたり。尙弘前の要害として、土淵川の水源茂森町（弘前市内）の土居、南方の寺院八幡社（弘前市内）乳井社（南津輕郡石川町内）神明社（弘前市内）國上寺（南津輕郡碓ヶ關村内）久渡寺（中津輕郡清水村内）橋雲寺（同郡大浦村内）百澤寺（同郡岩木村内）等の境内及其附近に森林を設置せりと言傳ふるものあり。二五一四（安政元）年八月、同藩は、青森及平館（東津輕郡平館村内）の臺場、土居脇と兩袖等へ松を植ゑしむ。

（備考）二五三〇（明治三）年二月、藤田貞元は其著書〔註五〕中に、弘前藩要害の變遷に付、古老の口碑等を記載せり。

大坂役上  
杉景勝ノ  
軍令

二二七四（慶長一九）年十一月、大坂役の際、山城國山科に陣せる上杉景勝が軍法とせる中に『山陰谷合森林深草あらば、敵の伏有べき事におもひ、見合可ニ打取ニ心懸之事』とせり。

彦根藩ノ  
直孝松

二二五六―七四（慶長）年代、彦根藩近江國伊香ノ郡土倉岳は、頗る要害の地なりしを以て、藩主井伊直孝、自ら松を植ゑ、後世直孝松〔註六〕と稱せられたり。

會津藩ノ  
要害山

二二八四―三〇三（寛永）年代、會津藩に於ては、同藩の要害として、東に渡戸ノ嶮難・檜原（耶麻郡檜原村内）ノ壘・柏木森ノ壘等、長に酸川野（耶麻郡吾妻村内）ノ隘口等の如き、領内の四方に互りて配置〔註七〕せられ、二三四七（貞享四）年八月、藩は米澤境なる檜原山の盜伐の責任として境守を閉門〔註八〕とし、二五〇七（弘化四）年五月、同藩は、要害所なる猪苗代城下鶴峰山の諸木を禁伐〔註九〕とし、是より先鶴峰山の内姥ヶ懐へ、杉植付を許したるが、同年七月、城代より地境を吟味して城地内となされ度等の儀を上申〔註一〇〕せり。二五一四（安政元）年五

鶴峰山ノ  
禁伐

①青森市沿革史中

②上杉家大坂御陣之留



月、浦賀出軍に際し檜澤村(南會津郡)早稻澤より多大の軍用金を調達せし功を賞する爲、小前持山を下附せし時、要害地は之を除きて存置(註一〇)せり。

二本松藩  
ノ内御林

二二八四—三〇三(寛永)年代、二本松藩は、丹羽氏移封の際、要害の爲民有のものを引上げて官有とし、之を内御林と稱して伐採を禁止(註一一)せりと云ふ。

仙臺藩景  
題地竹木  
ノ禁伐

二二三七(延寶五)年、仙臺藩は、領内の名所・古跡・神社・佛閣を調査し、樹木を記帳して、見透となるは一切伐採を許さざること(註一二)となせしが、二四二二(寶曆一三)年、更に景題地と改め、一層取締を厳にしたり。是れ古跡等は飾一偏にあらず、場所により軍用第一の備たるべきものなりとせるが爲なり。二四二四(明和元)年十月、同藩は國老石川大和以下を罰し、其罪狀中に、自由にし難き要害之杉を伐拂(註一四)ひたることをも挙げたり。

福岡藩要  
害所ノ御  
植立松

二四三一(明和八)年十月、福岡藩は、法令(註一五)中に要害所の植松に付て規定し『御要害所所御植立松苗の持出夫は、格別の義なるにより夫錢を渡さず、之を郡役として糧米を給與すること』(取意)とせり。

熊本藩萩  
原塘ノ要  
害並木

二四六四(文化元)年正月、熊本藩は、萩原塘の並木伐採の議に對し、同塘並木は古來要害の爲仕立て、寶曆度洪水にて一時中絶せしも、後年元通りに植繼ぎたるものとして伐採を中止(註一六)せしめたり。

二四六四(文化元)年三月、盛岡藩は幕府に對し、居城盛岡(陸中國巖手郡仁王村三割村)抱城花卷(同

盛岡藩ノ  
要害屋敷

國稗貫郡花卷村)の外、要害屋敷(註一七)として花輪(同國鹿角郡花輪村)毛馬内(同郡毛馬内村)遠野(同國



原塘ノ要  
害並木

二四六四(文化元)年正月、煎本藩は、萩原塘の並木伐採の議に對し、同塘並木は古來要害の爲仕立て、寶曆度洪水にて一時中絶せしも、後年元通りに植繼ぎたるものとして伐採を中止(註一六)せしめたり。

二四六四(文化元)年三月、盛岡藩は幕府に對し、居城盛岡(陸中國巖手郡仁王村三割村)抱城花卷(同

盛岡藩ノ  
要害屋敷

國稗貫郡花卷村)の外、要害屋敷(註一七)として花輪(同國鹿角郡花輪村)毛馬内(同郡毛馬内村)遠野(同國閉伊郡横田村)七戸(陸奥國北郡七戸村)野邊地(同郡野邊地村)の五箇所を書上ぐ。

(備考) 二四二二(寶曆一二)年、同藩遠野の失名氏は其著書(註一八)中に『里人の語傳ふる古説に、遠野領南部の御領と成て後、利直様(南部信濃守)御入部の節、二の丸南館の事也西の方要害木堅固候間、森の草木をきり除ひ新虚堀の普請、

三戸江御歸前出來候様にと被<sub>レ</sub>仰付』と記せり。

人吉藩ノ  
他領大境  
山禁伐

二四六五(文化二)年十二月、人吉藩は、一勝地(肥後國球磨郡一勝地村)領大白岩小白岩の兩鹿倉が、先年來の御圍山且他領との大境にて、コガ・ツゲ類を伐採せしむるも山透とはならざるべきも、山子等入込み間道等踏立つることあらば宜しからずとなし、他國拂伐木の議を中止(註一九)せしむ。

秋田藩熊  
澤山ノ松  
植立

二四六六(文化三)年六月、秋田藩は、金照寺門前某の願により、城下見透となる熊澤山へ松植立(註二〇)を許せり。

中村藩要  
害御林

二四八二(文政五)年閏正月、中村藩殖林獎勵の令達中『御先代様御手をかざしせられ、被<sub>レ</sub>差置<sub>二</sub>御要害御林にて、雜木竝柴木等自身取御明ヶ被<sub>レ</sub>成』と記せる要害林あり。

佐賀藩諫  
早ノ要害  
竹木禁伐

二四九五(天保六)年十月、諫早城郭の内外にして要害箇所①の樹木を禁伐(註二二)とす。

帝都四方  
山嶽ノ禁  
伐

二五二三(文久三)年二月、攘夷一決せられ不慮の事件測り難しとし、守衛の爲、帝都四方山嶽の伐木禁止を洛中へ令達せり。

①福島縣林制紀要藩政篇

②徳川禁令考卷一



津岡山徳  
島三藩ノ  
要害林

嚴原藩高  
ミ入ラズ  
ノ地

秋田弘前  
兩藩ノ要  
害林

津藩は、領境に於る裏山を要害林〔註二〇〕として伐採を禁じ、岡山藩〔註二二〕は操山の如きを同様とし、徳島藩〔註二四〕に於ても要害に關するもの尠からずして、板野・那賀・勝浦三郡御林定請となせし際は等の場所を除けり。嚴原藩は、八嶽の八合目以上に森林を存置し、之を高め入らずの地と稱し、守兵の行動を掩護すると共に山頂を道路となし、以て有事の日、兩岸の急に應ずるに適せしめたり。秋田・弘前兩藩の境なる矢立峠附近の森林は、兩藩の要害林〔註二五・二六・二七〕として保護せられ、其他の各藩悉く本林を仕立てたるは言ふ迄もなし。

**要約** 要するに要害林は、土壘又は城郭を築かざる以前に於て發生し、其後封建制度の確立と共に次第に發達し、特に國境又は領境に多く設置せられ、現代に於ても未だ其效用を非認するに至らず。其成立は往々人工を以て仕立てたるものもあるも、概して天然生を保育したるものなり、従つて樹種は、天然林にありては多く雜木を充用し、人工林にありては主として松・杉を以てせるが如し。

註一 【混見摘寫卷六】 ○石川縣廳

註二 【武徳編年集成】 ○帝國圖書館

註三 【三國町瀧谷寺文書】 ○福井縣坂井郡三國町瀧谷寺

註四 【山林沿革史】 ○農林省

註五 【古老祕傳集】 ○弘前市新町岩見常三郎氏



註一 【武徳編年集成】 ○帝國圖書館

註二 【三國町瀧谷寺文書】 ○福井縣坂井郡三國町瀧谷寺

註三 【山林沿革史】 ○農林省

註四 【古老祕傳集】 ○弘前市新町岩見常三郎氏

『城郭古へと替る所有をケ條立にて左に記』

(中略)

一、土淵川は、四郭の堅固なりとそ、古へは水も澤山也しを、近年に至ては、山方を切あらず故、水も少しに成しゆへ、さまての堅固とも不成、古へのことく仕度事なり

一、茂森町土居は、四郭の爲也とそ、新長屋裏より右土居うらへ植木多仕りしは、第一西嵐を防爲、第二御城下を蔽む爲なりとそ

(中略)

一、南の方に寺院多く御取建、林木多く御仕立の夏、井はおち千本杉等は、第一南西風を防爲、第二御城下を蔽む爲なりとそ

一、八幡社・神明社等は、御城下を蔽む爲なりとそ

(中略)

一、國上寺は、山の峯切れにして、近邊の山に樹木繁りしゆへ用水も多して、要害の地也、第一秋田の境目を守る爲、第二關口敗るとも是に守有時ハ敵容易に押夏ならし、第三非常を戒る爲、故に寺の建立迄 神慮也とそ、尤出入口も山道ニ川の橋も手輕なれば、關往來より見ても山奥に寺有とは夢にも不覺、然に近年寺建直し、古形を失ふ已ならず、近山の木を切あらし、其上村入口坂を直に當直し、鳥井并石燈籠を立しとそ、淺間しかりし事共なり

一、久渡寺は、山の半腹、前は柏木建野にして、近山に木繁て用水も多、要害の地也、第一ツには南山敵に取られぬ爲、秋田境目を守爲、第二是に守有時は敵城下へ押事難し、第三建野にて大口を用に利あり、第四廻備を用によし、然ニ近年山本を切あらずゆへ用水ころし、たて野の中に道を附す事淺間敷事とも也

章九 軍事的林系 二 要害山



一、橋雲寺ハ、獨立の山にして樹木繁り用とろしくて要地也、第一御城通の峯なれば敵に取られて不成、第二西通りを守る爲ゆへに、寺の建方并寺内の井古へ埋ミ置し事 神慮也とそ

極祕に云、今住主居し間のいろりの下にも井ありとそ、可レ祕々々、然を近年寺玄關・座敷等を取壊、其上山木を切あらず已ならず、御社の後に道を廣く附ケしこそ淺間敷事とも也

一、百澤寺ハ、山の麓にして、林も大いに廣く木も繁り、用水殊に澤山にして要地なり、第一岩木山のすそ野廣大なれば、是を守る爲、第二鯉ヶ澤へ敵つく時は廻備を用ゆる爲とそ、故に寺の建方・土居の構持迄 神慮也とそ、然を近年寺建直し古形を失ふ已ならず、土居の構方迄替りし事淺間敷事共なり

古懸裏より乳井山まで峯通りあり、是のミならずこの近邊の山

(毘沙カ)

一、乳井显社門堂ハ、山の尾の谷あいにて、近山に木繁りて要地なり、第一大鰐山續にて、此山別山なれば是を守

萬斗なれば唐竹尾崎へも出るによし、故に第一是を防ぐ爲なり

爲、第二劔ヶ鼻敗るゝ時、此近村に敵を置かぬか爲也とそ、然を近年山木を切あらし、堂大破に及とも御手入等も無、抑此堂の大なる事不レ及云、深き 神慮也とそ

三世寺ノ袋共云

藻川ノ林共云

館越林共云

一、眞奈板林

一、善知袋

一、瀧井袋

田茂木袋共云

若林老范袋共云

鳥屋林

野瀬袋等

何れも國かくしの葎なりとそ、古へハ林の中ニ入時ハ、晝にても朧夜の如なりしを、近年に至て在の者とも枯木取に事寄せて、生木迄も切、其上別木仕立さる故、木も薄く成しこそ淺間敷事ともなり

一、六ヶ村屏風山に木多く御仕立之事は、第一西嵐を防爲、第二山を嶮岨に仕り、第三枯木等は村方の爲也しを、

近年に至ては、生木迄も切取、別木不レ仕立故樹木年々に薄くなりし事、淺間しと云も餘りあり、



鳥屋林 野瀬袋等 何れも國かくしの藪なりとそ、古へハ林の中ニ入時ハ、晝にても朧夜の如なりしを、近年に至て在の者とも枯木取に事寄せて、生木迄も切、其上別木仕立さる故、木も薄く成しこそ淺間敷事ともなり

一、六ヶ村屏風山に木多く御仕立之事は、第一西嵐を防爲、第二山を嶮岨に仕り、第三枯木等は村方の爲也しを、

近年に至ては、生木迄も切取、別木不仕立故樹木年々に薄くなりし事、淺間しと云も餘りあり  
古老の云、所々の神社佛閣森林等古へは木繁りしを、近年に至り、段々木薄く成し事可歎にも餘り有と、惣て村の割方・道の當様等迄も深き 神慮也とそ、能々可味事共なりと

註六 【彦根藩公益私記寫】 ○滋賀縣廳

註七 【會津要害錄】 ○福島縣大沼郡玉路村初瀬川健治氏

註八 【家政實記七十】 ○東京市子爵松平保男氏邸

註九 【萬覺書】 ○福島縣耶麻郡猪苗代町岡部丈夫氏

註一〇 【續日記類寄續編一二四】 ○福島縣若松市若松圖書館

註一一 【福島縣林野史料】 ○福島縣廳

註一二 【山林沿革史】 ○農林省

註一三 【山林方緊要拔萃下の冊】 ○仙臺市伊達伯爵邸

註一四 【刑罰記】 ○同上

註一五 【舊福岡藩山方法令】 ○熊本營林局

註一六 【享和四年日記】 ○熊本縣八代郡松高村男爵松井敏之氏邸

註一七 【郷村古實見聞記】 ○盛岡市南部伯爵別邸

註一八 【遠野舊事記】 ○巖手縣上閉伊郡遠野町海老久太氏

註一九 【大境續山方稼不相成鹿倉控】 ○熊本縣人吉町相良子爵別邸

註二〇 【木山方以來覺追加四】 ○秋田營林局

註二一 【天保六年諫早日記】 ○長崎市長崎圖書館內諫早文庫

章九 軍事的林系 二 要害山



仰出書取

- 一 御屋敷通拔メ方之事
- 一 古町八龍ノ西家取除之事

但右家中家付格別

- 一 御廓内外御要害之節節植物致ニ繁茂ニ候様、其筋の役々立廻折々見計、見透ニ相成候所々は植次候通、勿論植物一通猥に伐採間敷旨、猶又懸々江相達置候事
- 一 御屋敷裏手ハ植物ツ葎茅專要の儀ニ付、在來之植物能茂り且馬責馬場北土居昆地有レ之丈ハ、木竹間土地相應之物を當冬より段々植立、隨分繁茂いたし、町裏は見透ニ不ニ相成ニ通植立候様之事

附、土居外江水道立替之儀、伺濟相成居候得共、植物之支相成、御要害差障候付、水道は在來之通にして改而堀替不レ致候様之事

- 一 好古館北土居竹木間植物隨分相茂り、館内見透ニ不ニ相成様、究所廓其外見計植物致置候様之事
- 一 裏御門前之堀、上下共相洩不レ申候様之事

- 一 正林石垣之上竹木間植立、隨分繁茂いたし、御屋敷裏手見透不レ申様、都而正林之邊植物伐荒不レ申候様之事
- 一 同所稻荷社之前少しの處植物無レ之、御裏手を見透候間、植立置候様之事

附、正林裏ノ浦山邊迄已前大土居有レ之、近年漸く切明候由、已來は決而切崩不レ申、植物等も隨分茂り候様之事

- 一 上藏邊竹木致ニ繁茂ニ候様之事
- 一 山下ノ古町まで之石垣ニ木所草杯相交生出候者、折々見計伐取候様、其外之所石垣も同斷之事
- 一 山下ノ石垣之外、杉山之内外生出候藪者、伐取候而茂不レ申候様之事
- 一 川を越石垣ニ登り通路いたし候哉ニ相見、以外不レ宜候、以來急度相制候様之事

一 愛宕下城江下其外御要害之所ニ、植物隨分茂り候様之事



附、正林裏の浦山邊迄已前大土居有之、近年漸く切明候由、已來は決而切崩不申、植物等も随分茂り候様之事

一上藏邊竹木致繁茂候様之事

一山下の古町まで之石垣ニ木所草拵相交生出候者、折々見計伐取候様、其外之所石垣も同斷之事

一山下の石垣之外、杉山之内外生出候藪者、伐取候而茂不申候様之事

一川を越石垣ニ登り通路いたし候哉ニ相見、以外不宣候、以來急度相制候様之事

一愛宕下城江下其外御要害之所ニ、植物随分茂り候様之事

附、宇津之邊竹木等むさと伐荒不申候様之事

右之外城山・浦山・館山・茶白山之邊能相茂り、輪内屋敷に而且神社佛閣之森林むさと伐荒不申、其筋々役々能氣を

附、心遣候様旁被仰出候

未十月

註二二【舊藩林制大要】 ○農林省

註二三【山林沿革史】 ○同上

註二四【御林定請御觸寫】 ○徳島縣板野郡板西町吉田次郎氏

註二五【津輕郡誌類】 ○岩見常三郎氏

註二六【舊弘前戊辰之役藩情之顛末】 ○同上

註二七【弘前藩記録拾遺二】 ○同上



### 三 關 所 林

**名稱** 舊時代に於ては、之を御要害山・不入山(幕領箱根)關所林(高知)と稱せり。

(備考) 關はセキ、漢語の塞と同じく、セキトメル又フセギ・フサグと同意にして、人を防ぎ留むるの義なりとせらる。

**意義** 都城の自衛上、國外又は領外に通ずる要路に於て、敵の侵入を防止し兼て通行税徴收の爲關塞を設け、之が掩護と遮斷とを目的として仕立てられたる森林にして、江戸時代に於ては、幕府は幕府、藩は藩に於て夫々之を設置せり。

(備考) 本林は、要害林等の目的を兼ねるものありと雖、總て交通に關係ある箇所に存するを例とせり。

**沿革** 上古應神天皇の御代、神功皇后が針間(播磨國)と吉備(美作備前備中備後)との間に和氣

關所ノ嘴  
矢

關塞ノ法

日本ノ三

逢坂關ノ  
杉林

關(備前國和氣郡舟坂山の麓)を設けたるを我國に於る關所の嚆矢とし、次で一三〇六(大化二年)關塞の法を制定し、一四五四(延暦一三)年、平安城を奠めて近江國逢坂(大津市の南)を關門とし、伊勢の鈴鹿(鈴鹿郡關町内)美濃の不破(不破郡關ヶ原町内)と併せて日本の三關と稱せられ、主として東北地方の敵に備へたり。逢坂に關所林の存したるは、源氏物語關屋の卷に『關山に皆をり給て、こゝかしこの杉の下に、車ともかきおろし、木かくれに居かしこまりて』云々と記されたるによりても推察し得べし。爾後道路の發達に伴ひ、要害地に關所を設け、戰

①新撰姓氏錄

②③④日本書紀

國時代に愈々増設せられ、近世江戸時代に入り一層之を必要とし、同時に關所の内外に森



逢坂關ノ  
杉林

伊勢の鈴鹿(鈴鹿郡關町内)美濃の不破(不破郡關ヶ原町内)と併せて日本の三關と稱せられ、主として東北地方の敵に備へたり。逢坂に關所林の存したるは、源氏物語關屋の卷に「關山に皆をり給て、こゝかしこの杉の下に、車ともかきおろし、木かくれに居かしこまりて」云々と記されたるによりても推察し得べし。爾後道路の發達に伴ひ、要害地に關所を設け、戰

①新撰姓氏錄 ②③

木曾福島  
關所ノ扁  
柏外れト  
意慶坂

國時代に愈々増設せられ、近世江戸時代に入り一層之を必要とし、同時に關所の内外に森林を仕立てたるが如し。二二六三(慶長八)年八月、徳川幕府は笠に木葉の舞ひかゝる木曾の福島(信濃國西筑摩郡福島町)に關所を置き、四周の森林以外に尙東西門内三拾二間南北二拾間、東門外三町半の引路に扁柏・赤松を植ゑて扁柏外れと唱へ、西門外一町許に扁柏を栽ゑて並木となし、意慶坂と云へり。二三八六(享保二)年四月、同御關所後之方山太平迄山續き殊に馬道あるにより、先日尾州の市川甚左衛門見分に付、此方(山村甚兵衛陣屋)より案内として川崎某を遣したるに、御關所締の爲檜・榎を植うるを宜しとせり、尤尾州よりも杉苗三千餘本參れるにより、相互に足輕を立會せしめて植付け、福島・岩郷・上田の三村に對し右山の鎌留(註一)を命ぜり。

國々關所

二二二一(寛文元)年八月に至り、國々關所の中、相摸國箱根(足柄下郡箱根山)伊豆國(今相摸國)根府川・遠江國今切(濱名郡濱名湖口)信濃國福島・同國碓氷(北佐久郡碓氷峠)同國横川(上伊那郡川島村内)上野國木戸・同國杓ヶ橋(群馬郡金島村内)同國小佛・下總國關宿(東葛飾郡關宿町内)同國新今川俣・金町松戸(江戸川を隔て、東京市葛飾區金町・下總國東葛飾郡松戸町)猿ヶ原・小岩市川(東京市江戸川區小岩町・下總國東葛飾郡市川町)上野國大笹(吾妻郡嬭戀村内)等あり。是等に對しては概して密林含三細雨と形容せらるゝ關所林(註二)を附したるが如く、箱根・根府川・矢倉澤(足柄上郡北足柄村)の如きは關門要害山(註三)として、其内なるは百姓林と雖御要害山又不入山と稱せられ、禁伐の御

①木曾山

箱根等ノ  
要害山



越後國  
關所林ノ

林と同様の取扱を受けたたり。

二三四一(天和元)年、松平越後守光長松山に幽閉せられて、越後國幕領に歸せる當時關所〔註四〕として關川(信州出入)(中頸城郡名香山村内)市振(越中出入)(西頸城郡市振村内)鉢崎(下越後口)(中頸城郡米山村内)鬼伏(糸魚川通)(西頸城郡浦本村内)能生(西頸城郡能生町)小泊り(同上船番所)蟲川(信州松本道)山口(同上)(西頸城郡根知村内)兼又(中頸城郡名香山村内)田口(中頸城郡名香山村内)長澤(中頸城郡上郷村内)上樽本(中頸城郡豐葦村内)上平丸(中頸城郡平丸村内)小澤(中頸城郡水原村内)寺石・闕田・宮原・槇(西頸城郡能生谷村内)菖蒲・三俣・向澤・清水(以上信州越)の廿二箇所を存し、其内侍足輕を關番とせるは關川・市振・鉢崎三箇所にして、其他は百姓番となし、兼又の如きは、地元女等葛根蔦柴の日歸り採取にも、庄屋表判、關番川番人裏判の木札〔註五〕を有するにあらざれば出入せしめず。二四〇一(寛保元)年、榊原氏所領となり、二四九五(天保六)年三月、關川御關所内南方樹木枝茂り御田地障りとなるとて、御田地作人より枝打の儀願出〔註六〕であり、尤も枝打は信州地より見透にならざるやう致さしめ度しと係役より伺出で、御關所詰と御山方との間に所管上の疑義を生ぜり。

(備考)

二三八一(享保六)年五月、同國頸城郡早川谷越村(西頸城郡上早川村内)の覺書〔註七・八・九〕中に、同領内より他所へ出る口々の關所三拾壹箇所を掲げ、其内關川・市振・鉢崎の外に、糸魚川より信州の道筋二箇所、信州飯山の海道に拾七箇所、三國越上州海道九箇所に及び、悉く百姓役の番人を附せるを記載せり。

二三六七(寶永四)年八月、甲斐國御關所定書〔註一〇〕中に『御關所近邊、山林幽谷之内人畜に

甲斐國ノ  
御關所林ノ

よらず疑敷者有之は、早速府中江可致注進事とせるは、恐らく關所近邊の山林は、總



(備考) 二三八一(享保六)年五月、同國頸城郡早川谷越村(西頸城郡上早川村内)の覺書(註七・八・九)中に、同領内より他所へ出る口々の關所三拾壹箇所を掲げ、其内關川・市振・鉢崎の外に、糸魚川より信州の道筋二箇所、信州飯山の海道に拾七箇所、三國越上州海道九箇所に及び、悉く百姓役の番人を附せるを記載せり。

甲斐國ノ  
御關所林ノ

二三六七(寶永四)年八月、甲斐國御關所定書(註一〇)中に『御關所近邊、山林幽谷之内人畜に

よらず疑敷者有之は、早速府中江可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>注進<sup>一</sup>事』とせるは、恐らく關所近邊の山林は、總て關所林に近き性質を有するものと看做されたる爲なるべし。

土佐國ノ  
關所林ノ

尙設置の年月不明なるも、高知藩(註一一・一二・一三)に於ては往昔より關所林あり、其『凡封疆置<sup>ニ</sup>關門<sup>一</sup>處、必有<sup>ニ</sup>樹林<sup>一</sup>皆係<sup>ニ</sup>公林<sup>一</sup>』と記されたるに見て明かなり。而して該林木は、關吏に限りて拂下を許すことあるも、全地を甲乙二區に劃して、先づ甲區の伐採をなさしめ、其新墾の林を成し所謂關所圍となる頃、乙區に及ぼすこととし、決して全部の皆伐をなすことなからしむるを例とせり。

弘前藩ノ  
關所林ノ

以上の外弘前藩(註一四)の碓ヶ關・野内等、各藩に於ても設置せるもの多數に及びたるが、明治維新後關所の廢止と共に、本林の意義を失ひ、殘存するもの亦極めて稀なるに至れり。

**要約** 要するに關所林は、關塞の發生と共に發達し、特に封建時代に盛大となり、而して關塞は通路を遮斷し得るの箇所に位置せざるべからざるが故に、多くは山間等の嶮岨地又は海岸の斷崖地を撰み、自然其周圍は森林を以て圍繞せらるゝを要件とせり。樹種は人馬の通行し難き程に密生したる針葉樹特に杉・檜を良しとなせるものゝ如きも、往時の圖繪等には濶葉樹林を畫けるもの尠しとせず。是等の樹林は概して自然生なるも、又人工により新植又は間植したるものあり。絶対に禁伐となせしが、所により要害に支障なき限り區劃伐を許せるもありたり。



- 註一 【自享保十一年丙午正月  
至同 年十二月留帳拔萃】 ○東京市侯爵徳川義親氏邸
- 註二 【憲教類典四十九】 ○内閣文庫
- 註三 【山林沿革史】 ○農林省
- 註四 【<sup>延寶</sup>九歲高田御城請取聞書】 ○新潟縣中頸城郡下黒川村三上廉平氏
- 註五 【<sup>延寶</sup>九月越後高田城請取大名衆目錄】 ○新潟縣中頸城郡津有村佐藤宗治氏
- 註六 【萬年覺】 ○高田市庄田稻美氏
- 註七 【越後中將光長公御領諸事覺書牒】 ○新潟縣西頸城郡上早川村伴是綱氏
- 註八 【頸城大槩記】 ○新潟縣中頸城郡有田村横山喜平氏
- 註九 【畑山文書】 ○新潟縣中頸城郡名香山村畑山鹿次郎氏
- 註一〇 【甲斐國<sup>梨八</sup>代<sup>巨摩</sup>郡所々關所定書寫】 ○甲府市山梨縣志編纂會
- 註一一 【御山方定目】 ○高知營林局
- 註一二 【海南政典卷之十二】 ○高知縣廳
- 註一三 【御切紙御決印控】 ○同上
- 註一四 【元文元年日記】 ○弘前市津輕伯爵別邸



## 四海防林

**名稱** 舊時代に於る名稱に未だ接せざるを以て、茲に之を海防林と名附けたり。

**意義** 沿海要塞又は其附近に於て、敵を防禦するの補助を目的として仕立てらるゝ森林を云ひ、該要塞は國防上著大なる價值を有するものとせられ、従つて之を掩護する海防林は、閑却するを得ざるものとなれり。而して本林は、我國に於ては森林法上の保安林として取扱はれず、又軍部に於ても明かに指示したるもの無しと雖、軍港則等に於て此種森林の制限せらるゝを見る。

綿津神

**沿革** 神代、天磐樟船・天鳥船・葦舟・埴舟あり、海を掌る綿津神のあるは、嘗に交通

海人部

太宰府

鎮守府

節度使

能登國山  
伏山

のみならず、海防にも係りありしを推し得べく、上古、五八〇(崇神天皇一七年、諸國に詔して船舶を造らしめ、八六五(應神天皇五年、諸國に海人部を置き、九六〇(應神天皇二〇〇)年、諸國をして大に船を造らしめたり。後筑前國に太宰府を置き、兵船を備へて海防を嚴にし、一四〇三(天平一五年)年十二月、筑紫に鎮守府を設け、一四二一(天平寶字五年)年十一月、東海・西海・南海の三道に節度使を置き、各兵船を配せられたり。爾後海軍に消長ありしと雖、沿海の要所に備を忘れず、能登國珠洲郡祿剛埼(西海村内)の如き、肅慎人或は蝦夷人の入寇に際し、烽を山伏山上に置きて警報を傳へ、俄魯西人我北邊を侵すに至りては、此處に晝夜

①日本書紀、古事記

②③④⑤⑥日本書紀

⑦續日本書記卷廿三

⑧金澤城の沿革



筑前國沿  
海ノ松原

監視哨を出して防ぎをなす爲、山上は嚴に伐採を禁じ、常に樹林を鬱蒼たらしめたりと言傳へられ、現代尙其面影を遺せるものあり。近古、二一六(康正)年十一月、箱崎松原(筑前國糟屋郡箱崎町内)の禁伐(註一)を令し、之を犯す者は罪六親に及ぼすこととし、尙同松林を神木として崇敬せしめ、其他生ノ松原(筑前國早良郡壹岐村内)岡ノ松原等をも保護せしめたり。蓋し一國には一國を養ふ山あり、昔より是等松林は、常に防風上のみならず、異賊襲來の要害となせしを以てなりと稱せらる。

阿波國小  
松島ノ松原

近世江戸時代となり、外國との交通を斷ち、大船の製造を禁止したる爲海戰殆ど絶え、本林の必要な観ありしも、尙支那朝鮮等の外國のみならず、日本内各藩間の備として海上の施設全く廢止さるゝに至らず。二三〇〇(寛永一七)年三月、徳島藩は、阿波國勝浦郡中田村(小松島町内)内横洲南之洲崎に、海上より見透かされざる爲松を植付けてクロマ(註二)しめ、其後異國船の漂著あるや、阿部浦岬上の御林内に遠見番所を設け、沖合見渡障りとなる松枝を伐拂(註三)はしむ。

備前國ノ  
海上見込  
林

二三三七(延寶五)年正月、岡山藩は、番田村(備前國兒島郡銚立村内)庄屋某の松生自林を伐採するも、海上見込の構にならざるを以て、畠となすの願を許(註四)せり。

(備考) 二三八九(享保一四)年、嚴原藩の陶山庄右衛門は、其著書中に『郷村ニテノ防禦ノ備(中略)久田浦ト南室小浦ノ浦ハ府中ヨリノ防禦ノ中ニ加ヘ置カレ、西國筋ノ靜謐ナラサルト知レタル時ニハ、府中浦ノ濱邊ヲ飯森山ノ麓ノ岸

① 食兵宗旨

ヨリ高札裏ノ山岸マテ押通シ、隍ヲ堀ラシメラレ、堀リ上ケタル土ニテ隍ノ通りニ土手ヲ築キ、土手ノ上ニ柵ヲ設ケ、



二三三七(延寶五)年正月、岡山藩は、番田村(備前國兒島郡鋒立村内)庄屋某の松生自林を伐採するも、海上見込の構にならざるを以て、畠となすの願を許(註四)せり。

(備考) 二三八九(享保一四)年、嚴原藩の陶山庄右衛門は、其著書中に『郷村ニテノ防禦ノ備(中略)久田浦ト南室小浦ノ浦ハ府中ヨリノ防禦ノ中ニ加ヘ置カレ、西國筋ノ靜謐ナラサルト知レタル時ニハ、府中浦ノ濱邊ヲ飯森山ノ麓ノ岸

① 食兵宗旨

ヨリ高札壤ノ山岸マテ押通シ、隍ヲ堀ラシメラレ、堀リ上ケタル土ニテ隍ノ通りニ土手ヲ築キ、土手ノ上ニ柵ヲ設ケ、柵ノ外面ノ根ニハ小竹ヲ密シク植ヘ續ケ、賊船ヨリ大船ニテ土手ヲ打チ破リタル時ニ急ニ補ナフ備ヘニハ、土手ノ内ニ土俵ヲ多ク積ミ置キ、防禦ノ普請ニ障ハル人家ト、土手ノ外ニ成ルヘキ人家ハ別處ニ移ラシメ、久田ニ越ス道路ハ往來ノ自由ナル様ニ路作りシ 久田ニ越ス中道ノ麓ハ石垣ニシ、石垣ノ内ニ土ヲ籠メテ竹ヲ植ヘ、岸下ノ險シカラヌ處ヲ總テ岸ノ上ノ路端ニ柵ヲ設ケ、路ヲ往來スル人ヲ浦中ノ船ヨリ見掛ケサル様ニ竹ヲ植ヘ通シ(中略)一備ハ南室小浦ノ浦口ノ左右ノ山々ヲ守リ』云々と記し、又二四二四一三一(明和)年代、同藩の老臣松浦暢守も、其著書中に『對州之地南廿里餘之間、西偏之海邊、極北之東偏三四里之間トニ不レ殘、所ニ依リ石垣ヲ築キ、所ニ依、樹木ヲ稠敷植立(厚サニ三町モ植候程ニ候ヘハ、石垣・亂石・逆茂木ニ大ニ増ルヘシ 浦津船附等之所ニハ、城門馬出シ之ゴトク高石垣ヲ築、所ニ依又溝ヲ堀ベシ(中略)猶又村里之道ヲ守防ニ便アル様ニ付直シ、所ニヨリ樹木ヲ以道ヲ遮ラバ、猶以防禦ニ便アルベシ、是ハ凡陸ニ上リ、攻上リ攻下ル賊ヲ防之道ヲ云』と記せり。

長門國浦御立山

磐城國宮野浦ノ松林

小倉城濱手ノ並木

二四〇二(寛保二)年四月、山口藩は、通ひ浦(長門國大津郡通村)御立山二百拾餘町歩を、海上船掛りの場所大切の御立山見入締りの爲として、藩の高札を建て、保護(註五)せしめたり。二四四一(天明)年代、中村藩は、御要害の山林を鹿略になせしを以て、其後大に之が回復を圖り、二五二五(慶應元)年八月、宮野浦を御備地として松を植付けしめしが『今度臺場御取建之上戰爭駈付之爲、松木爲ニ植付ニ候御趣意』(註六)とし、明かに海防林の造林たることを示せり。

二五〇九(嘉永二)年六月、小倉藩の河野某は、藩へ上書(註七)して海防林設置に付力説したる中に、小倉城の東西濱手の構は、並木手薄となり城内見通しとなれるを以て、直に植付に

① 桂川問答

② 福島縣林政紀要藩政篇



著手すべきことに言及せり。

亞米利加  
船渡來當  
時ノ要害  
地

二五一四(安政元)年二月、幕府は、亞米利加船渡來に付、萬石以上・以下への令達中『要害之土地見計、山蔭木蔭等江屯致し置、可成丈外より不見様可相心得』(註八)と注意せるは、如何に海防上森林の必要を感じしかを知るに足るべし。是より先二五〇六(弘化三)年七月、<sup>①</sup>黒船の船員ルース少尉候補生は『陸上の形勢は毫も探査するに由なかりし、唯海岸一帯丘陵起伏し、綠蒼たる樹木之を蔽ひ、遙に富士山の其上に聳立するを見たり』と手記せり。

徳山藩ノ  
地沖御立  
山

二五二六(慶應二年十一月、徳山藩は、地沖御立山を生立せしむべく、就中島々竝に海邊の小  
林等は重き所務の場所なるを以て、時節柄厚く心掛くべきを令達(註九)せり。二五二八(明治  
元)年十一月、同藩は大井村港宇山大廻り海手に植付けたる松の補植を命じ、枝葉は其保護  
料として植付者に下附(註一〇)せり。

**要約** 要するに江戸時代以前に於ては、屢々疆邊に於る海戦ありしを以て、自然海防に  
重きを置くの必要を生じ、之に伴ひ海防林も夙に發生せしなるべきか、今明かならず。江  
戸時代に於ても沿海の要所に多少存置せられたるが、其末期には相當施設せられ、明治維  
新以後鎖國の制を撤廢して廣く世界と交通することとなりてよりは、非常時に備ふるの要  
昔日の比にあらず、對外的國防上の海岸要塞所々に設けられ、同時に海防林又は之に準ず  
る森林の施設を見、對外的關係の存續する限り、本林も喪失することなきが如き趨勢を有

◎秋山眞之氏一黒船初めて江戸灣に来るの圖に附記す

せり。而して本林の樹種は、概ね黒松又は赤松にして、所により竹又は雜木を充用したる



戸時付に於ても沿海の要所に多少存置せられたるが、其末期には相當施設せられ、明治維新以後鎖國の制を撤廢して廣く世界と交通することとなりてよりは、非常時に備ふるの要昔日の比にあらず、對外的國防上の海岸要塞所々に設けられ、同時に海防林又は之に準ずる森林の施設を見、對外的關係の存續する限り、本林も喪失することなきが如き趨勢を有

せり。而して本林の樹種は、概ね黒松又は赤松にして、所により竹又は雜木を充用したるが如し。

註一【山林古老傳中】。福岡市黒田侯爵別邸

註二【勝浦郡古文書類寫】。徳島縣廳

註三【異國船御手當壹卷記頭書】。同上

註四【土壤山林竹木取締並訴訟拔書】。岡山市池田侯爵別邸

註五【御書附九】。同上

註六【元治元年御用留】。山形縣西田川郡袖浦村佐藤久藏氏

註七【河野四郎上書】。福岡縣築上郡上城井村二階堂行健氏

『近來夷船屢御領海江渡來、殊ニ處々乘廻、海岸測量等自儘之振舞、此末如何成及不法ニ候茂難レ斗、海防之策今日之急務申迄茂無レ之候、附而者從來御城之形勢海に臨み候事故、及戰闘候節、渠より軍艦を寄せ、頻致ニ發砲候は必定、一日茂難レ保致勘考候、依レ之海岸より御城を間遠ニ致、防禦候手段は無レ之哉、如何ニ茂便宜之工風、利害得失、各江存込候程無レ底意被ニ申聞候様存候、右御書付謹而奉ニ拜見ニ御趣意篤と勘考仕候處、不ニ容易ニ御事柄に付、不肖之私儀御用ニ相立候程之存込者毛頭無ニ御座候得共、多年結構被ニ召仕候身分ニ而かゝる御時節淺陋を耻、一言も御答茂不仕候而者恐入候次第ニ付、不願ニ愚意ニ左ニ奉ニ申上候。

一當御城郭之義者、第一海上之要害を待み御繩張有レ之候ニ付、御築立之始者十分海に臨み居候得共、星移年換、自然と吹寄之土砂岡となり候ニ付、右之形勢ヲ引比へ候得者、自ら御城者間遠に相成申候、是等之義者自然の天工にて迎茂人爲之及ふ所にあらずは、無ニ此上ニ便宜に候間、沖手江土手を築、聊の馬出鐵砲の打場を構へ、竹木等植付不ニ見透ニ様仕度、尤御城之守備者、則天下之御守備に御座候間、隨分無ニ油斷ニ火砲之御用意は勿論、玉利宜敷場所へ臺場被レ成ニ



御取立候義第一之御急務と奉存候。

一當御城郭御手廣之義に付、御土堤筋風狭之並木植付等迄は行届兼候義も可有之候得共、東西濱手之御構は海上見込之處、近來並木別して手薄に相成候ニ付、海上より御城見通に相成、諸國通船之見込も悪敷、第一九州咽喉之御城地たる御威權も無之、剩近年夷船屢渡來、每度川口へも乘向、海底之深淺測量いたすのみならず、帆柱へ登り遠眼鏡を以見廻し、御城内始五里三里之所は微細に見取候ニ付、濱手之御構は不及申、其外御土堤筋無油斷手厚に並木植付、少も不見透様仕度義ニ御座候、但此條は七年の病に三年の艾を求むる類にて、迂遠には御座候得共、捨置候ては益々事のかげに合不申候ニ付申上候義に御座候。(下略)

註八 【幕令卷之六】 ○内閣文庫

註九・一〇 【大令録寫】 ○編者



日本山林史 保護林篇 終

昭和九年五月十日印刷  
昭和九年五月十五日發行

日本山林史 / 保護林篇上

編著者 遠藤安太郎

發行兼印刷者 草村松雄

東京市赤坂區田町七丁目三番地

著作  
所權  
有

發行所

東京市赤坂區溜池町一番地(三會堂日本山林會內)

日本山林史刊行會

5.9.



農學博士 小野武夫編 財團法人 啓明會補助

# 近世地方經濟史料

◆ 菊判洋裝厚表紙  
背革金文字天金  
函入  
◆ 特製上等紙質印  
刷鮮明、各編解  
說附  
◆ 全拾卷總頁數  
五千七百頁

行詰れる本邦地方經濟政策の建て直しには、近世徳川幕政期に行はれたる都市以外の地方經濟事情やその機構の研究並に利用を以て最も必要とするに拘らず、文化の最高潮期に在る今日、その資料極めて寥々の感あるは經濟發展上の一大缺陷である。本叢書公刊の目的はこの缺陷を補填し、行詰れる本邦地方經濟政策の打開に貢獻せんことにある。即ち、その包蔵する文獻は、悉く農林・大藏兩省の秘襲に係る未公開の記録及びその寫本を中心とし、それに全國各藩の文庫若くは古老、舊家の筆録を加へて編輯されたる著者拾餘年の苦心の結成で、全卷悉く日本近世の農村發達、農政、農業法並に農民生活の種々相を以て充たされてゐる。「温故知新」の語は古いが、茲に至つて始めて甦生潑刺の意味がある。乞ふ、行詰れる現下の地方經濟政策打開のために、又、新經濟機構の建設のために此の國家的珍籍を活用せられんことを。

全卷拾册

五百部限定印行

申込次第 說明書呈

出版完了

發行所


電話 赤坂(48)〇三四〇番  
東京市赤坂區田町七ノ三(龍吟社内)

近世地方經濟史料刊行會












658

102





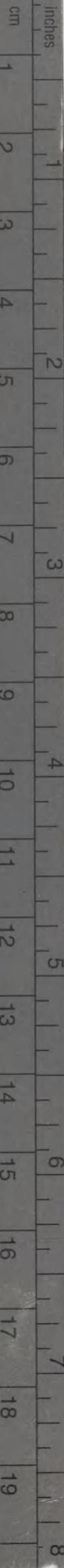


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

